

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 1. January, 1909.

VOL. XXII.

明治廿一年五月創刊

本月一回二十日發行

# 監獄協會雜誌

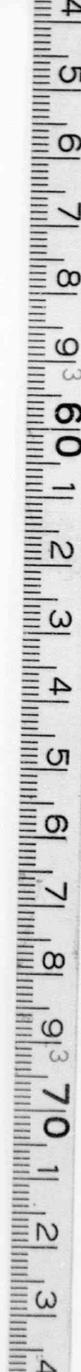
明治四十一年

一月二十日發行

第貳拾貳卷

第壹號

監獄協會發行



第貳拾貳卷第壹號目次

○論 說……………(一頁)

○歲首の辭……………(一頁)

○新法施行前の假出獄者取締に就て……………(一五頁)

○寄 書……………(一三頁)

○幼年監に對する卓見……………在福島監獄一員

○信義の必要……………答案者看守 野 村 淳

○邁四上の感……………千葉 戸 田 黄 金

○結 計……………(二〇頁)

○明治四十一年十一月末日現在々監人員表……………

○明治四十一年十一月末日現在受刑者刑名表……………

○明治四十一年十一月末日現在受刑者年齡表……………

○明治四十一年十一月末日現在在監人員監獄別表……………

○雜 錄……………(二七頁)

○佛國監獄訪問の方法……………耕 道 生

○英國に於ける監獄教誨……………伊 藤 思 恭

○東京官舎長官の對囚諭言……………時 田 楚 雲 筆 記

○東京出獄人保護事業第十二年報……………上 州 暢 光 生

○橋本閣十年紀謝恩會詳報……………上 州 暢 光 生

○滑稽集……………見 關 子

○一家親睦を表彰されたる看守上田氏……………

○世界最大の監獄……………

○貯藏石炭より發火……………

○大阪の下宿取締……………

○凍場の治療及び豫防方法に付ての調査……………

○臨時拳銃携帯の場合……………

○指紋押捺に付注意方……………

○新法施行後の懲治人給與工錢取扱方……………

○患者日數の改正……………

○監獄統計報告様式改正……………

○新法施行上に於ける認可事項、疑義の問合回答等……………

○叙任及辭令……………(六二頁)

○監獄協會記事……………(六七頁)

○事業の發展……………

○茶話會……………

○附 錄……………

○出獄人保護事業講習會講話……………(一頁)

○保護實験……………典獄 有馬四郎助君

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第壹號

論 說

○歲首の辭

一陽更新して明治四十二年の新春を迎ふ謹て國家の隆昌を壽き、徐に事業の前途を計らんとす吾人は新に迎へたる歲首に於て其一歳を靜思し事業の成熟を希ふ

戊申の一歳は監獄事業の爲めに多忙を極めたりき、管に監獄事業のみならず、刑事政策上の大變化を來したる稀有の歲なりき而して殊に多忙なりしは、立法方面に於ける立案編纂の畫策なりしが、業既に就りて其歲十月を以て實施の端緒に就き茲に創めて進歩せる刑事思想を基礎としたる監獄行政を運用するに至れり、然れども監獄事業の上に運用するの日向淺く其効驗を實現するに至らず、乃ち監獄事業の上に新法の旨義を活躍せしむに迫らずして戊申の一歳を送れり、隨て戊申の歲に於ける監獄事業を云爲して刑事界の壇上を飾るには足らざるなり、刑事界の壇上を飾るは即ち新に迎へたる己酉の歲に待たざるべからず即ち己酉の一歳は刑事界に光彩を添ふべきや否やの試金石に供せられたるものなり、換言せば戊申の一歳は専ら立案編纂を主とし己酉の一歳は戊申の歲に竣りたる新法を運用するを要とするに在り。立案し畫策する業は極めて困難なる事業にして該博なる智識を要すること勿論なりと雖も之を實地に應用するに當ては愈に之に優るの困難あること亦多言を要せざる所にして、法は死物なり之を活殺するは人に在りとは千載不磨の金言なり、夫れ然り然して最も痛切に此金言に逢着

したるは今年を措て他に求むべからず、然らば即ち法を活殺するは法を運用する人殊に行刑官たる監獄實務家の雙肩に繋るものと斷せざるべからず而して己酉の歳に於ける一大事業なり

監獄行政の旨義方針は如何に之を立つべきや又旨義方針は如何にして之を表示すべきやの問題は、過去の一歳に於て殆ど解決せられたる所にして、今日以後問題となり得るものは如何にせば新法の精神に協ふべきやの實行案件はなり、理論の問題に非ずして實行の問題なり、實行問題は徒に机上の論難を以て能く解決し得る所にあらずして、監獄實務家の應用の範圍に屬するものと謂はざるべからず、己酉の一歳は之が應用を試むべき第一年にして監獄事業革新の時期に入りたる初歩なりとす、而して事業百年の大計は創始の第一期に於て慎重に劃策せざるべからざるや論なく、初一年に於ける事業の成否は將來の企畫に遂行に多大の影響を及すものなれば、猛然として奮闘するの勇氣を以て着手せざるべからず、口を新法の明文に藉りて苟安を希ふの徒は語に足らず新法は監獄行政の運用上則るべき大綱を示したるものにして充分に之が精神を玩味するに監獄實務家の努力に待つの外なし、吾人の持つべきものは努力のみ、而かも努力して己まざるも種々の障礙に遭遇し動もすれば失敗蹉跌を免れざることあるは、數々吾人の目睹する所なるにあらずや、今日以後の監獄事業にも亦失敗なきを保し難し失敗は苦痛なり然れども成功せんが爲めに其手腕を試みざるは更に不可なり、是に於てが不撓不屈努力に努力を重ね七轉八起の古諺を實踐するの覺悟なかるべからず吾人新年の陣頭に立つて切に感ずるものは此一事のみ乃ち記して歳首の辭と爲す所以なり

### ○新法施行前の假出獄者取締に就て

舊刑法は監視なる制度を認め、警察監督の下に之が執行を爲さしめんが爲めに、刑法附則を以て被監

視者の恪守すべき事項を規定し、若し此事項に違背するときは監視規則違背の廉を以て、禁錮の刑罰を科したり、而して監視違犯の制裁は或特種の犯罪に附加せる監視の執行を遁れたる者に科するのみならず、假出獄の期間内特別に恪守すべき監視規則に違犯したる者にまで適用せられたりき、而して警察官吏の被監視者を取締るや、或時は寛に失し或時は嚴に過ぐるものありて、被監視者又は監獄當局者の非難を受くること少からざりしは事實なり、然るに最近數年前より微罪不檢舉又は起訴猶豫なる便宜主義は、司法官及警察官吏の間に行はれたる結果、監視規則違犯の行爲不行為の如き亦不檢舉若くは不起訴に終ること多く、寧ろ刑罰を科せらるる者なき状態を繼續せり、此の微罪不檢舉又は起訴猶豫なる主義の行はるゝと同時に、其事質は一般社會に知悉せられ殊に被監視者の間には逸早く知れ洩りたるものゝ如く、爾來監視規則の違犯は刑罰を免除せらるるものと推斷せしめたるが漸く背犯者を多からしむるの傾向を呈したり、然かも事實は事實なり之を檢舉し起訴すること殆ど絶無なりしより不檢舉不起訴の觀念は違犯者の腦裡に彌々深く浸潤し、遂に監視規則なるものは事實の上に廢止せられたるものと誤認せしむるに至れり、加之改正刑法は監視制度を認めざるに至りたるより茲に全然舊刑法の普通監視は、勿論假出獄者の當然遵守すべき特別監視なるものも、齊しく廢止せられたりと速斷し、假令規則の改廢なきも少くも規則違犯の行爲不行為は刑罰を科せらるる、恐らく黙過せらるべしとの念慮を生ずるに至れるものゝ如し、或特種の犯罪に附加罰として科せられたる普通の監視は暫く措き、假出獄者の特別監視規則を遵守せざるも檢舉せず檢舉するも起訴せざること斯の如く慣例と看做さるゝまでに至るや、假出獄期間重罪又は輕罪を犯すに非れば監視規則に違犯するも假出獄の特典を停止せらるること無しと推斷するに至れり、隨つて監獄より釋放する際監視に服せしむる爲め遵守すべき事項を示し監視執行に關する書類と共に假出獄者を警察官署に交付するも之が執行は有名無實の間に葬らるゝこと其例取て乏しからず、警察官吏の爲す所斯の如し被監視者たる假出獄者の

自ら監視違犯を目して刑罰に値ひせざる者なりと思惟するも深く咎むべからざるものなからんや、然るに新法に於ては、假出獄者の取締に就て如何に規定する所ありや、又舊法時代の假出獄者に對する新法の態度如何を觀るに、刑法の規定する所は舊刑法の規定に加ふるに一二の事項を以てし、舊法時代の假出獄者にも之を準用する事とせり特に注目せざるべからざるは、假出獄者取締規則に違背したるとき假出獄を停止し得る一項あること是なり、而して取締規則とは概括的の用語にして此點に關し監獄法は其第六十七條を以て之が要綱を示し、更に司法省令を以て取締細則なるものを設け緻密なる準繩の下に嚴に假出獄者を取締ることとし且つ違犯者を寛假せず之れ新法施行後に於ける現象なりとす、是に於て具眼者の省みざるべからざる一事あるを想到せり、何ぞや新法施行前即ち舊刑法時代に於て允されたる假出獄者は新法の羈絆に移りたることを知るや監獄法及假出獄者取締細則の規定を周知するや否やに在り、新法に規定せる假出獄期間内罰金以上の刑に處せられたるとき假出獄を停止せらるゝことあるは、舊刑法に於ける重罪輕罪を犯したるとき同一の處分を受くる規定あるを以て舊法時代の假出獄者も此點に於て、羈束せらるゝを知れりとするも、假出獄者の取締に關する改正刑法監獄法及取締細則の規定を知るに於て遺憾なきか、將た違犯の行爲不行爲を假借せざる事實を領得せりや、舊法時代の假出獄者にして今尙監視期間に在る者の新法施行後續々違犯者ある事實に徴すれば、斯る詳密の規定あること及び執行の嚴密なることを知らざるに非るか、或は其規定する所を知るも因襲の久しき微罪不檢舉若くは不起訴の觀念に驅られて今尙之を夢みつゝあるに非るか、若し斯る忌はしき事實ありとせば、舊法時代の假出獄者にして新法の支配を受くる者に對しては、取締に任ずる警察官吏及間接に假出獄者を監督する監獄官吏は、便宜の方法を以て新法の精神の存する所を知らしめ確實に之を遵守せしむるに努めざるべからず、法の不知を以て罪を宥恕すべきにあらずとの理由を以て一たび發布せられたる新法は、彼等の會得するものなりと速斷するが如まことあらば、之れ彼等

責むるの冷酷なるものと謂はざるべからず、一般普通の刑律と雖も會得せざる者多し、況んや監獄法又は假出獄取締規則の如き特定の者に適用せらるゝ法規に於てをや、又況んや舊法時代に允されたる假出獄者に於てをや、彼假出獄者に交付する證票に假出獄期間内遵守すべき事項を記載する所以のものを一瞥し思半に過ぐるものあらん。新法の規定する所を知らしめずして執行取締を全ふせんとするは木に椽て魚を索むるの感なくんばあらず之れ吾人の舊法時代の假出獄者に就て憂ふる所にして又吾人の大聲疾呼して警察官及監獄の當局者に一顧を請ひ兼ねて司直の衝に當れる監督長官の假出獄停止處分に關し、細心焦慮苟もせざらんことを希ふ所以なり

講 演

○假出獄に就て

司法省參事官 谷 田 三 郎君

此茶話會では開會毎に大抵専門の人を聘して刑事のこと殊に監獄に關係あることの講演を聴くといふ例でありますから、本月も例に依つて誰か講演をする人を頼まうと思つてそれ／＼奔走もして見たのでありますけれども、折悪く都合が付きませぬので、不得已臨時私に話をせよといふことでございました、そこで私も多少取調をして、諸君にお話をする積りで居りましたが、時日も僅か兩三日よりありませぬ、公私多忙の際でありまして、何も取調をすることが出来ませぬでした。その段は幾重にも諸君の御諒承を請ふ次第であります。それで取り敢へず私が日常取扱ふて居ります假出獄の御咄

を申上げ、それで私の責を塞ぎ度いと思ふのであります。

假出獄といふ事柄に付ては、學問の上から見ましても亦實際の上から見ましても、いろいろ研究すべき事項があるのであります。先づ此假出獄の制度は何所から出て來たもので、どういふ場合に發達したものであるかといふ事柄が是まで學者の間で色々研究されて居る面白い問題であります。此點に付て極く簡単に沿革を申しますれば、此制度は元と英領豪太利で初めて實行しそれから段々と英吉利の本土に移り遂に歐羅巴の諸國に傳つて、今日では大抵の國で之を採用して居る經過になつて居るのであります。法律制度は大抵歐羅巴の中原から追々發達して來てそれから他の諸國に行はれるのが普通の現象であるのに、此假出獄の制度に限つて全く反對に南洋の濠洲から起つてそうして歐羅巴に及んだといふ一種の變例を現はして居るのであります。是は餘ほど面白い現象といはなければならぬ。又た刑の執行の學理の研究に於て、極めて有益な事柄であります。此點は他日に譲り、今日は主として、假出獄の實際の取扱に就て、御咄を致す積りであります。

假出獄の實際に就て御咄を致す前に、假出獄制度の根本問題に就て一言致して置きます。それは全體假出獄といふものは、理論上許すべきものであるかどうか、此制度を認むべき理由があるかどうかといふ問題である。之を詳しく申しますれば裁判官が法律に依つて例へば懲役五年なり六年なりの刑を言渡して其言渡が國家の意思として確定して居る、此言渡は動かすべからざるものである、然るに行政官が自己の認定により、或は二年で出すとか三年で出すといふやうなことは裁判の確定力を破るものである、行政権を以て司法權を蹂躪するものである。故に斯様なことは許すべきでないといふ議論がある、又之に對してイヤ爾ふでない刑は正義の觀念に基き犯人を制壓すると云ふ事の外に尙ほ他日の目的を有して居る。即ち犯人をして真心改悟せしめ將來再犯の虞なき一箇の良民として社會に復

歸せしむる目的を有して居る、是れ實に刑罰に因りて社會の平和を維持する所以であつて刑の執行は畢竟此目的を達する爲め的手段と謂はねばならぬ、而して實際刑を執行する上に於て品行善良再犯の虞なしと認むべき長期囚は、必ずしも刑期の全部を通して之を獄内に拘禁するよりも寧ろ刑期の終りに當る幾部分は監外に放ち置き其殘期間内に不良の結果を示れる者は再び之を獄に引戻し眞實改悛の狀ある者には其期間を刑期に通算すべしとの條件を以て一定の監督を施し一には依然刑罰執行の實を存し一には囚人をして良民の生活に入るの練習を爲さしむる方が改過遷善の目的を達し、社會の良民を作る爲め適當と認むべき場合がある。斯る場合に於て囚人に假出獄を許すは決して刑の目的に背馳せざるのみならず裁判執行の本旨に適ふものであつて一般囚人の獎勵の爲めにも大なる効がある。此議論が現今假出獄制度の基礎となつて居る様に思はれます。尤も假出獄は之を認むべきものなりや否又假出獄の法律上の性質は恩赦なりや行政處分なりや純然たる釋放と見るべきものなりや條件付歸休と解すべきものなりや、刑罰執行の體様若くは一階級と謂ふべきものなりや此等の事に關しては學者間種々の議論がありますが學說を紹介するのは私の目的でありませぬから茲に詳述致しませぬ。是より本論に入り此假出獄は如何なる者に許すべきものであるか、又假出獄を許すには如何なる條件が必要であるかといふことを各國の立法例殊に主として我邦の現行法に就て概略をお話致しましてさうして此法則を適用するに就ての一般の心得を多少愚見を交へて申述べたいと考へるのであります。

假出獄は如何なる者に之を許すべきか假出獄を許すに就ては如何なる要件の具はるを必要とするかは是に付ては唯今存在して居る歐羅巴各國の法制及我邦の法制等に依つて見ますと先づ其條件が五つ程あります。

其第一の條件として擧ぐべきものは假出獄を許すべきものは自由刑を受けて居る者に限るといふの

である。即ち自由刑以外の死刑の宣告を受けた者或は財産刑を受けて居る者には假出獄は意義の無いものである。是は殆ど詳しく論究する程の必要もないので、假出獄の性質から考へて見れば固より此の如くあらざるべからざるものと思ふ。唯諸國の例證を參酌して見ると、或國の法律例之獨逸の法律では無期刑の言渡を受けて居る者には假出獄を許さぬといふ法制がありますが、此點に就てもいろいろ議論はありますが、我邦の法律では無期刑の者にも假出獄を許して居ります。即ち舊刑法第五十三條に依れば十五年、新刑法第二十八條に依れば十年を経過したる後許可し得ることになつて居ます。第二の要は其自由刑の言渡を受けて居る者が一定の刑期を経過したこと即ち其刑の一部分の執行を終へた事でありませぬ。各國共刑の言渡を受けて未だ執行をしない者に假出獄を許すといふ制度を認め居る所はないのであります。後に尙ほ詳しく申し上げますが、多少に依らず必ず刑期の一部分を執行して居ることを假出獄の條件として居ります。

第三の條件としては假出獄を許すには、必ず其受刑者に改悛の狀がなければならぬ。又品行の善良なることを要する。此條件に付ても多少國に依つて規定を異にして居つて、或國では獄内に於て品行が良ければ宜しい。果して改悛の狀があるや否やは問ふ所に非すと云ふ方針を執つて居る所もありませぬが、我邦の如きは現に明文を以て「改悛の狀あるとき」といふことがありませぬから、假出獄を許すに就ては必ず先づ改悛の有無を取調べなければならぬことになつて居る。

第四の條件は假出獄の許を受ける者が之に同意せねばならぬと云ふ事である。是れは日本の法制の上には明文がないのでありますから之を條件とすべきか或は條件とするに足らないかといふことは大に議論の餘地があらふと思ひますが、歐羅巴では之を條件として居る國がありますから序でにお話を致して置きますが、なせ此の如き事柄を條件としたか、一體出獄を許して貰ふのであるとすれば其者の利益となるのであるから本人の同意は要らぬ譯ではないかと云論も當然起るのであります。之を條

件とした理由は囚人が假出獄を許された後にもいろいろ遵守すべき義務がある、且つ其義務を履行せぬときは假出獄は取消され假出獄中の日数は刑期に算入せられざるものであるが故に、其當人の承諾なくして假出獄を許すと濫りに人の意思の自由を強制する嫌あるのみならず、實際上不同意の者を無理に出した所で假出獄に關する様々の義務を履行せしむることが出來ぬ義務を履行する事が出來ぬ以上は假出獄中の日数を刑期に算入せられざる爲め却て本人の不利益に歸する結果を生ずる、故に旁假出獄を許すには先以て本人の同意を得ねばならぬといふのであります。

第五の條件は假出獄者が出獄後に十分に生計の途が立つて居るといふことである。尙ほ詳しく申せば何所でどういふ仕事をする。其仕事に従事すれば彼は糊口に窮することはない。尙ほ詳しく申せば何所でどういふ仕事が確實になつて居るといふ條件であります。此第五の條件は我邦の法制の上では明文を以て之を獨立の條件とは致しては居りませぬが、諸君も御承知の通りに我國今日の實際に於ては矢張り出獄後の引受人といふ者を定め生活の途が確立して居らねば假出獄を許さぬといふことになつて居りますから、此第五の條件は我邦に於ても必要であるといふてよろしからうと思ふ。

以上は條件として擧げるべき事柄の項目を略述したのであります。さて是から進んで、此個々の條件に付て少しく詳しい研究をして見たいと思ふのであります。先づ第一の條件即自由刑を受けて居る者に限ると云ふ條件に就て起るべき問題は、自由刑の言渡を受けたる者は如何なる者にも假出獄を許可して差支なきやと云ふ事でありませぬ。此問題の内では無期刑の者に假出獄を許すべきや否の議論は姑く研究の外に措き、有期刑の者なれば、刑の種類、刑期の長短、犯罪の性質、犯人の性格等に論なく、都て假出獄を許すべき乎、更に詳しく申しますれば假出獄を許す上に於ては刑の種類は拘留でも禁錮でも懲役でも一切其種類を問はぬか、又刑期は如何に短い者でも關まはぬか又犯人は破廉耻罪たる否、累犯者たるか初犯たるかを論せぬかと云ふ問題であります。此等の事柄に就て我刑法を見ま

するに、新刑法に於ては懲役禁錮は勿論拘留にも假出場と云ふものを認めて居ります、又刑期の長短犯罪の性質等に付ては何等の規定を設けて居りませぬ、故に法文の正面より云へば如何なる短期の者にも、又如何なる罪質の者にも都て一樣に假出獄を許して差支ないと云ふ事になるのである。が是は果して理論上正當な法制と云ひ得るでありませうか、我々は實際假出獄の事務を取扱ふ上に於て刑の種類、刑期の長短若くは罪質等に關し何等の用心を用ふる必要がないでありませうか、大に研究を要すべき事と思ふのであります。

試に之を外國の立法例及び學說に參照して見まするのに、假出獄の起原たる英領濠太利の制度に依りますれば、假出獄を許す者は流刑の言渡を受けたる重罪囚にして刑期の半を経過したる者に限る事になつて居る、現今英國の法律でも假出獄は徒刑囚即ち五年以上の長期囚に限つて認められて居る、又獨逸では懲役一年以上の者、伊太利では懲役二年以上の者、和蘭では懲役三年以上の者、馳馬では七年以上の者、露國では刑の種類に依り三年又は六年以上の者に限られて居る、唯た佛國では六月以下の刑を受けたる者にも、三ヶ月以上其執行を終へたる者には假出獄を許し得る事になつて居りますが、我日本の如く拘留囚にまでも假出獄を許す法制は之を見出す事が出来ませぬ、其他學者の論說に徴して見ましても、假出獄なるものは長期囚にのみ適用すべきものであると云ふ事は一般の定論であつて殆んど異議のなき所でありませぬ、又犯情の點に於てもクローアチエンでは放火、破廉耻罪並に三犯以上の者には假出獄を許さず、伊太利では外國人及び追剝には之を許じませぬ、普魯亞でも訓令を以て累犯者及び強盜には容易に假出獄を許すべからざる事を明記して居ります、學者の内でもジヒャルトなどは累犯者には斷じて許すべからざる旨を痛論して居ります。

諸君、各國の立法例並に學說に於て以上述べたる制限を置いたのは、如何なる理由に基くのでありませうか。其理由は他ではありませぬ、假出獄の性質上然らざるを得ないのであります。抑假出獄なる

ものは、元と監獄學に所謂階級制の自由刑執行に於ける最後の階級として設けられたものであつて階級制とは刑期を三階級に分ち、最初は獨居房に拘禁して最も嚴肅なる處遇を爲し、次には雜居監に移し稍や寛大なる處遇を與へ、斯くして施したる刑罰的教育の結果改善の效ありと認むべき者は、最後に至り條件付にて出獄を許す行刑方法を謂ふのである——其目的たるや、一には、假出獄を許されたる者をして良民社會の生活に入る練習を爲さしめ、一には、社會に於て獄内行刑の效果を試めし、其成績不良なるに於ては實に相當の方法を以て刑罰の旨趣を完ふせんとするに外ならぬ。換言すれば假出獄は監獄生活より良民生活に移る懸橋である。何故に斯様な懸橋が必要であるかと云へば、大凡多年監獄生活をした者には社會の事情が判明せぬ、一朝監獄の門を出ても將來如何にして身を立つべき乎茫然として途方に暮れる事が多々あるのみならず社會は刑餘の人と伍するを嫌ひ免囚を相手にせぬ、彼れ是と職を求めても一向仕事を與へて呉れる者がない。茲に於てか監獄の丹精により折角改心しかつた者も何時しか復た悪友の仲間入をすることになる、而して其結果は再犯となり、三犯となる、是故に免囚に取りては釋放の當座一二年が最も危険であり且つ大切な時である、此危険を避け大切な時を無事に経過させるには中間の階段が必要であつて、假出獄は即ち夫れであります。假出獄中の者は警察官の指揮監督を受けて居る、犯罪を爲した時は勿論、遊惰に流れ、悪友と交るなど、苟も不良の行あるときは忽ち監獄に引き戻さるる、監獄に引き戻されたときは假出獄中の日數は刑期に算入せられぬ。結局、出獄は一場の悪夢に過ぎざる事となる、假出獄の階段には右様の條件が附せられてありますから心ある免囚は百難を排して此關門を無事に通過せんことを努める、又社會の良民も右様の條件があれば安心して免囚に職を授けることになる。以上述べた事由が假出獄を認めた本來の趣意であります、是に由て觀れば假出獄は長期囚の爲めに設けられたる制度であつて、短期囚には之を適用すべきものでないと思ふ事が分かります。何故なれば短期囚には所謂刑罰的教育を十分に施す適

がないのでありますから其効果を社會に於て試めすと云ふが如きは殆んど無意味である。殊に又短期囚は社會と遠きかる事日未た久しからざる者であるから、此種の囚人の爲めに監獄生活より社會生活に入るの階段を作るが如き必要も亦之を認める事が出来ぬのである。況んや假出獄は行刑の結果改後の状ある者に限り許すべきものである、此要件は先にも述べた如く法律の定むる所であつて若しも改後の状なき者にまで假出獄を許が如き事あらば一國の刑政は忽ち亂れて社會の秩序を維持することが出来なくなるであらませう。然るに改後の状ありや否の事實は到底短日月の間に之を確定することは出来ぬのである、人の心理的狀態は唯さへ容易に判別する事が出来難い、況して佞辯巧智の犯罪人に就き改後の状あるや否を断定するが如きは至難の業でなか／＼半年や一年で確實な判断を下し得る筈がない、尤も監獄が僅か五十人や百人の小供を扱つて居る所なればイザ知らず數百千の變り者を集めつゝ、皆が皆まで鑑識の明ありと謂ふを得ざる獄吏が如何にして各囚の心の底を見抜き得る乎、其不能なるは多辯を要せぬ事と思ふのであります。

諸君、各國の立法例及び學說に於て短期囚に假出獄を許さぬのは如上の理由に基くのであります。然るに我刑法は刑の種類及刑期の長短に付き何等の制限を置かず、拘留囚にまで假出場を許して居ります、拘留囚にまで假出場を許すのは抑如何なる事由に依るもの乎、如此は寧ろ刑罰の森嚴を損する嫌なきに非ざる乎、私は淺學不敏にして之を釋明するに足る相當の理由を發見する事が出来ぬのであります、今更成法の批難をしても詮なき事でありませうから、法律は法律として、我々刑政の實務に當る者は假出獄に關する事務を取扱ふに際り、十分に此制度の本旨を研究し個々の場合に就き仔細に利害得失を考へ、殊に短期囚の假出獄に付ては一段の注意を要することゝ存じます。又長期囚の内にも累犯者及び破廉耻罪の囚徒は改後の状あるや否を判断する事頗る難く且つ最も再犯に陥り易き者でありますれば、此等の者の假出獄は別して周到なる調査を要する事と信じます。

寄 書

○幼年監に對する卑見

在福島監獄 員

新刑法の實施に伴ひ監獄則も改正されたので近き將來に幼年囚を收容すべき監獄が特設さるゝといふことであるが今日では單に注文のみで其着衣が青色となりし許り他に異つた點も見えないやうで其處遇方や教養法も從來の通りであるそこで無經驗者で何等益する所も無い皮相の卑見に過ぎぬが一寸述べて見ることにしました

典 獄

監獄事務に精通せる人ならざるべからざるは勿論で有が幼年囚に對しては特殊の修養と經驗とを有する人を要することは説明の必要がない從來の幼年囚は其多くは分監に收容したのであるが將來は其建物も分監でも實質は之を擴張して幼年監として特に典獄を置きたい元來幼年囚に對しては法律命令の範圍内で處遇することは勿論であるが特殊の事件が不時に起るに相違ないさうすると之を解決するに從來の分監長たる看守長では典獄の命令を待たぬと即決の出来ぬことがある其所で伺を出す上申するといふ次第で時日を遷延する間に其動機を逸して折角好結果を收めようと張り込んだ重要な機會を把握することが出来ず手數だけの效顯が無くなる事があるに相違ないよしや電話があるとしても直接對談して協議するようには迫も行かぬそこで監獄に對して無限の權力を有する典獄の必要が生ずるかうなるべしと經濟上に影響があるが分監長の俸給に少し足せば濟むのであるから國庫に對しては問題と

なる程の金額でない實に僅少の増額で済むのであるから政府が幼年監特設の必要を認められた趣旨に伴ふ結果が一向譯のない膨脹で解決するのであるそこで其典獄の任撰の如きは無論當局者の掌中であるが其人格修養經驗等を完備せられた人の中より特撰されたい

## 看守長

資格は無論なければならず經驗も亦一要素であらう現今の看守長の多くは看守側より累進した人で他は普通文官試験に合格した人と稀には中學校出身の人とあらうが其何れに屬するもこれを是非することは不必要で結局職務に忠實にして事務に熟達し献身的の人であるなら差支がない只俸給を欲するが爲めに強て繋がつたり恩給に達する年限を首を延べて待つような人は決してあるまいが若しもあつたら眞平である嘗て某看守長の皮肉家が看守中の古參者を教習する議があるといふ話のあつた時に看守の教習よりも其上班者たる看守長の教習を先きにする方がよいといふたが實際裏面に於て斯る人もあるであるかど一種の感に打たれたことがある又幼年囚と未丁年囚とを取扱た人の話に困難で不成績に終るのが多いこの事であるこれが實際であるとすれば實に緊押一番の專業である新法令に依ると幼年囚は十四才以上十八才未滿とある其年齢からいふと皆腦漿がフヤフヤだそれに彼等の家庭の多くは不良である無籍者も亦あらう其個性を調査したら懶惰放縱執拗習癖等計へ切ぬ程の偏質者で中には低脳兒もあらう無教育者も亦少くない加之其多くが奉情既に發動して本能ばかりを遂行しようといふ獸的者も亦少くないから一層度し難い者共で父兄も親戚も仕未に困り一般世人にも顧みられぬ悪少年のみであるから尋常一樣の手段で改悛も悔悟もする者共で無いといふことは何人も首肯するのであらう斯る者共を眞人間にしようといふのであるから普通の手腕の人では逆も出來ぬ結局充分に覺悟のある人でなければ好成绩を收むることは不可能である幼年囚や懲治人などは如何様にもなるもので尙細工も同様のようにいふ人もあるそうだがそれは其人の法螺であらうと思ふそれに上班者であるから一面看

守を監督して必服せしめ且つは教習もせねばならぬから愈以て六ヶしい仕事であるから若し資材に乏しかつたら特殊の任用法に依らるゝも亦止むを得ぬこと、思ふ

## 看

## 守

看守は試験に據りて採用するのであるから其學力も人物も大差の無いように表面は見ゆるが實際は十人十種である其學力の如きは概して不充分である嘗て某看守が一囚人の所持品を點檢するに越中禪とありしを越中をコシナカとは讀み得たが禪の一字遂に讀めなんだといふ實際談がある其人物も亦然り中には常識も如何はしいと思ふゝ人も有と云惡評もある勿論其待遇が待遇故採用官も應募者も其心と手加減が幾分かあるとするも苟も國家官吏の一員であるから彼此共により以上の注意を要したい一口に看守かど冷評する人もあるが惡漢に直接し善人に化せしむべき大責任を擔ふて居るのであるから輕々しく看過すべきでない所で一般丁年囚に接するには殆んど機械的に動作する故上官の命令を遵奉して働けば差程の遺憾も無からうか幼年囚に在りては其趣きが少し違ふ概して彼等は諸職員其人物を看破する目が非常に鋭いア一是は少し目方が輕いなと認たなら其命令を鼻の先きであしらふ事がある現に自己の不利益に陥る事でも一度は輕蔑の語か又は身振り之を表示したがる者も少くない表面心服せるように見えても陰では舌を出すのであるかうなつては遷善も改悛も其實蹟を擧ぐる事が出來ず戒護も檢束も案山子的となるのであるから其人格も素養も備つた者を任命する必要が生ずる譯である元來薄き待遇であるのにそんな希望は駄目である云人もあらうが決してさうでない監獄職員給與令に依ると拾貳圓以上貳拾五圓までの俸給で特別手當の途もあれば宿料もあり被服も官給で恩給法も亦立派にある諸物價騰貴の今日生活難の歎聲はあるがこれは獨り看守許りでない世間一般であるから止むを得ぬ凡て何業に就くも最初から安樂に暮せるような報酬を受くることは至難であるから大抵の度合で決心せねばならぬ無事に就職すれば老後の目的も存して居るのであるから其人を得ることは

左程困難でない若しや一時の試験で懸念があるなら別に其人物と性行とを精探する方法もある、斯くすると手數ではあるが必ず手數以上の效果があるに相違ない而して斯る手段は其全部に適用する譯でなく一部の不安者に就きて應用するのであるから些々たる手數で落着する

## 監獄醫

病原を確めて投薬し全治せしむれば足る乎のよう一寸考ひらるゝが醫師には醫師らしき人格と信用とが其一要素になつて居る何程技術が巧妙で配劑が確かでも其人物が甚だ軽くひよこした輕卒な醫師の薬は正直にいふと快く服用したくない否服しても效き目が薄いのであるこれは潜在意識の作用とでも申さうか實際科學上そんな道理があるものかといふ人もあろうが一概に全部を非認することは出来ぬ所謂頭の信心柄とか科學上どうしても解決を下すことの出来ぬ心的作用が今日隨分あるから止むを得ぬ嘗て某學生が某醫師に診察を請ふた時醫師が其症狀食物睡眠運動等の時間を精しく尋ねて衛生に關する注意を説明したのみで診察もせねば無論投薬をせぬで遠らざる癒る若し癒ぬ時は又來給いといふて歸した某學生も妙な醫師だ特に診察もせぬとは失敬など腹立ち半分て歸つた而し其注意事項が記憶に存するまゝ實行した所が段々工合がよくなつて服薬もせぬのに氣持がよくなつたをこて又其醫師を尋ねた所が如何であるといふから癒たような氣持がすると答へた所が此度は叮嚀に診察して成程癒つたといはれたので大層喜んで謝儀を置いて歸つたといふ實驗がある叙上の如く其患者に對し臨機の所置を執るものも一の方便であらうと思ふ然るに頭から叱り飛ばしたり又多數患者の面前で其方は何惡事をして監獄へ來たのだなど、毒々して尋問して平氣な監獄醫もある惡事をしたから入監したには相違ない彼等も覺悟はして居る現に盲目を指して盲者といふ誰も異存はあるまいが其多くが立腹するこれは自己の短所を許かるゝからである若し丁年囚であるなら仕方がないと斷念もしようが幼年囚は大概立腹して何糞と燒根性を起すものがあるさうすると此燒根性を治療する人が骨を折らねば

ならぬから斯る事は充分に注意を喚起して置きたい要するに彼等に對しては陰に陽に衛生思想をも吹き込み他の役員と協同一致の歩調を執り共に完全の人としようと思掛る人が望ましい

## 教諭師

丁年囚の累犯痼疾の如き者に對しての教諭よりも容易なるべきも幼年囚の其多くが意志變轉し易く却て困難なる者も少くあるまい兎に角克く彼等の個性を調査し絶えず好動機を把束して透かさず教諭を加へ安心立命の立脚地を造りて與へねばならぬのであるから實に至難の事業であるが又一面改悛者の續出するのを認めたなら愉快の事業に相違ない何にしても汚穢の心を去り清淨無垢の人となるべく其精神を入れ替へて遣るのであるからどうしても形而上の科學の力に依らねばならぬうこて宗教的の一方では濟度し難い者共も隨分あらうからあらゆる方面より持ち掛けねばならぬうこて宗教的の一方では富んだ素養のある機敏に活動する人でなければならぬ只形式一通りの御役目的の人では實際其效を奏することは覺束ないをこて採用者も被採用者も充分の覺悟を要したい

## 教諭師

學術技藝を授け普通の智識を習得せしむべき仕事であるが只智的方面のみを主とせず凡ての學科を利用して一々徳育の方向に導き精神の修養に重きを置かねばならぬ從來の幼年囚に徴すると其多くは教育不完全中では無教育者も隨分ある畢竟彼等の多くは無學の結果是非善惡を識別する力乏しく破廉恥の事も不徳の事も無頓着なのであるから義務教育だけではどうしても修めさせねばならぬ完全の教育を施して精神の修養が積めば犯罪者の減少するはいふまでもあるまい諸君の中には先刻御承知の方もあらうが嘗て徳川光圀卿が其臣下の壯者に親を殺した者があつた卿自身に之を訊問された所が他人の親なら兎も角自分の親を自分が殺すに他人に彼此いはるゝ道理がないと云ふ無法の申立であるこれには卿も呆れられた元來彼は弓馬の道には少し明いが無學者であるのだから卿は刑の執行を猶豫して

修學を命じた修學三年彼は刑の執行を願ひ出た卿は亦自身に其理由を問はれた所が彼れ曰く不肖は天理人道を辨へず天地に容れざる大罪を犯した今や不肖は大罪を犯した事が知れましたから一日も生きて居られぬ故速に刑せられたいといふたそこで卿は武士の作法の通り彼に自殺を命じた彼は從容自及したといふことである自ら反省せしむるにはどうしても學問の力に依らねばならぬ多くの説論を加ふるよりも緘黙熟慮反省を催すが割合に效顯がある瘋癲や白痴者でない限りは教へて習得せぬ者はない筈であるから彼等に憫察を加ふると同時に些々たる事にも克く注意して教授の任に當つたなら其奏功は請合である故に智識販賣的の者を避けて着實斯業の爲めに盡さうといふ人を得たい概して學術技藝の優れた人でも餘り熱心でなく御務め的には不成蹟に終ることが多く之に反して比較的學藝が劣ても誠意事に當る人は好成績を收むる事があるこれは獨り學術の教師のみでない實業教師(授業手をも含む)の如きも所謂徒弟的を離れて親切を旨として教へたなら如何に悪少年でも其化が及ぶに相違ない主とする所は相當の素養があつて緩嚴宜しきを得懇切叮嚀身を以て彼等を卒ふる人が望ましいのである

附言

自ら一身を捧げて事業の爲めに犠牲とならんとする献身の勇者は別論として今日の時代に於て衣服を離れ生活を度外視して國家社會の爲めに盡瘁すべしといふは之を強ふる者が酷である斯様な事は人類生活の根本に於て有り得べき現象でない宗教家や哲學者のように物質の慾に重きを置かず精神の發達にのみ偏する者でも衣食を離れて世に活動しようとは思ひも寄らぬ事である如何に國家の爲めであるからといふて粗衣粗食に甘んじ元職を重んじて盡瘁せよといふは實際に於て頗る無理な注文で常識ある者の首肯する所ではあるまい故に幼年監の職員の如きに對して特別の骨折をさする場合には相當の待遇を以て迎へ充分の實蹟を擧ぐるようにすることを希望するのである

○信義の必要

岡山監獄より看守女監取締定期學術試験の答案中成讀可良なるものとして寄送ありたれば参考の爲め左に

答案者 看守 野村 淳

荀子曰く人の人たる所以は何ぞや辨あるを以てなり禽獸は之を辨する能はず人は之を辨す君子は之を辨し且つ之を行ふ余曰く之とは何の謂ぞや信義なり能く信義を辨すれども行はざるを小人とす故に曰く信義は君子に行はれて刑戮は小人に加ふと君子にして而る後ち信義を行ふに非ず信義を行ふ者乃ち君子なり刑戮に觸るゝ者にして而る後ち小人なるに非ず小人なるか故に或は刑戮に觸るゝに至る然れば君子小人の別他なし信義を行ふと行はざるとの間に在のみ人と禽獸との異亦他なし能く信義を辨すると辨するなきとの間に在るのみ是に由て之を觀れば唯其れ信義を辨すと雖ども行はざれば小人たり能く信義を辨して之を行へば君子たり且夫れ信義は人の世に處し事を行ふの機關たり軌道たり其機關を忘失し其軌道を往かざる者終に刑戮に觸る亦宜へならずや今此徒を治る者自ら信義を守り以て之を反正歸善せしむるの道豈に講せざる可けんや

○遇囚上の感

千葉 戸田 黄金

△初犯者に對する待遇心得

寒月やさらりとしたる空の色

△一般官吏對在監者態度

水面の田毎光るや寒の月  
 △刑罰執行當初の感覺  
 肌寒く着心なれぬ紙衣かな  
 △累犯者不逞の狀態  
 内庭の隅にはびこるはつ手かな  
 △囚人受賞の狀況  
 大木にニツツ三ツやかゑり花  
 △出獄人保護事業  
 門先に添木見えけり枯柳

統計

計

明治四十一年十一月末日現在々監人員表

刑事被告人	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	(前月比較)	前年比較
	男	女	男	女					
刑事被告人	五、六四八	三、五五五	六、〇〇三	五、三三三	四、四一二	六七〇	一、五九一	△	
受刑者	四三、八一三	二、五〇九	四六、三二二	四六、五七八	四七、四八五	二五六	一、一六三	△	
勞務場留置者	三三四	三五	三六九	四二二	一	五三	三六九	△	
懲治人	一、二〇六	一三五	一、三四一	一、三六二	一、一九七	△	二二	△	
帶兒	二五	三五	六〇	五八	五三	二	一四四	七	

明治四十一年十一月末日現在受刑者刑名表 (△、減)

刑名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	(前月比較)	前年比較
	男	女	男	女					
無期懲役	八	一	九	一	一〇	一	一	△	
十五年未滿	七四	一	七五	一	七六	一	一	△	
十年未滿	二五三	一	二五四	一	二五五	一	一	△	
五年未滿	三三一	一	三三二	一	三三三	一	一	△	
三年未滿	七三一	一	七三二	一	七三三	一	一	△	
一年未滿	五五一	一	五五二	一	五五三	一	一	△	
六月未滿	一一八四	一	一一八五	一	一一八六	一	一	△	
二月未滿	一一一七	一	一一一八	一	一一一九	一	一	△	
計	三、二四九	二二	三、二七一	二二	三、二九九	二	二	△	
無期懲役	一、六六七	九一	一、七五八	一、七五四	一、七〇一	四	五七	△	
有期懲役	三、三三五	三三九	三、七一四	三、七四三	三、八〇四	二九	九〇	△	
重懲役	二、七七四	四四八	三、二二二	三、二六〇	三、三六三	三八	一四一	△	
輕懲役	三、四九七	二一四	三、七一一	三、七五二	三、八四七	四一	一三六	△	
五年以上	三、〇五一	四二	三、〇九三	三、一二六	三、一八九	三三	二八五	△	
五年未滿	六、七〇六	一三八	六、八四四	六、八八五	六、四八二	四一	三六二	△	



九區		四區				西區				北東區											
福	長	高	松	高	德	松	鳥	山	廣	神	和	奈	大	京	秋	山	青	盛	福	宮	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
一	五	一	一	一	二	一	二	四	一	四	一	二	三	三	二	一	一	一	一	一	五
一	三	八	八	八	二	一	一	六	一	一	一	二	七	〇	六	〇	〇	〇	〇	一	八
一、六	九七	四八	八一	四八	四二	四一	七九	四六八	九五八	一、四七	四一	四八	二二	一、一八	七二	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	八、一七	七五九
一	一	三六	一	一	一	一	一	六六	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九四	
一四八	二一三	六四	六七	五一	二九	五五	二九	七三	二六五	九一	一八二	四六	一五	六二四	二四	一四六	七七	九五	四〇	一五六	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	八	二	一	二	二	一	一	一	七	四	二	一〇	一	九	四二	二四	三一	一三	一七	三九	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
一	五	一	一	一	二	一	二	四	一	四	一	二	三	三	二	一	一	一	一	五	
一	三	八	八	八	二	一	一	六	一	一	一	二	七	〇	六	〇	〇	〇	一	八	
一、八	四二	五〇六	八八三	五〇六	五二五	二六三	八五五	一、八〇二	一、〇五七	一、七七一	五六三	五〇〇	九九四	二、六九〇	一、三一六	二、八四	二、八五	二、八五	一、〇八四	一、〇六八	

區 陸 北		區 海 東				區 東				關									
富	金	福	新	岐	靜	名	安	小	長	甲	宇	水	千	前	浦	橫	巢	市	東
山	澤	井	湯	阜	所	古	津	菅	野	府	宮	戶	葉	橋	和	濱	鴨	谷	京
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
一	〇	一	一	九	九	九	七	一	一	二	四	四	五	四	三	一	一	一	一
一〇	一	一八	九	九	九	四九	七	一	一	二	四	四	五	四	三	一八七	一	一	一
二七五	三五四	二六〇	六六七	五七七	四〇七	八四六	一、七六七	一、〇四一	一、〇四一	八〇五	七七六	八〇五	八九〇	一、〇七一	八三二	一、一六九	一、九二〇	七六六	八一四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	二五	三七	八二	六三	四八	九四	二五三	四二	一七五	五五	七六	一一一	一四五	四七	一〇三	二四四	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一八	九	九	九	四九	七	一	一	二	四	四	五	四	三	一八七	一	一	一
二九六	四四八	二九八	七五二	六四〇	四五八	九四四	二、〇七九	一、〇四〇	一、二五七	九〇〇	八五四	一、〇四一	一、一四八	一、一四八	一、一四八	一、七六〇	一、九二〇	七六六	八一四

明治四十一年十一月末日現在々監人員監獄別表

監獄名 受刑者 懲治人 刑事被 告人 勞役場留置者 携帶兒 合 計

州	區	沖	北海	道	總計	增減
分	佐賀	熊本	宮崎	鹿島	三池	函館
×	×	×	×	×	×	×
一〇	四一	七	六	一三	二	×
四六三	四四六	六四六	二九九	四五八	一、五三四	一、〇〇一
六三	三	三	三	三	七	一、二五〇
二一	三三	八	四	八	九〇	一三九
×	×	×	×	×	×	×
一〇	四一	七	六	一三	二	×
四九〇	五四五	七四〇	三四四	五一四	一、五三四	一、二一七
一〇	四一	七	六	一三	二	×
四九〇	五四五	七四〇	三四四	五一四	一、五三四	一、二一七

雜 錄

佛國監獄訪問の方法

耕 道 生

左の一篇は佛國監獄訪問の方法にして號を追て譯載せんとす元來彼國に於ける訪問は紳士淑女宗教家及官公吏より成り重もに慈善事業に屬す故に我と其組織を異にし隨て其實行の方法を同ふせずと雖も其趣旨相距ること甚だ遠からず問々探て以て參考に資する所なきにあらざるを信ず若夫他山の石以て自家の庭砌と爲さは蓋し亦無益の業にあらざるべし

第一章 監獄訪問

往古監獄の訪問は生活狀態に急轉直下の變遷を來したる不幸の囚人を發憤懣籍せんが爲め常に監獄を訪問したるに起因したるが如し

紀元前六世紀の比彼の有名なる「ソクラント」が永久の牢獄に投せらるゝや當時彼は一人の弟子に謂

て曰余は罪過の爲めに刑死せられんよりは寧ろ汝が斯道の爲めに枉死するを愛矜するものなりと是れ彼が弟子の幽悶を懣籍したる言なり

セントポールの監獄に於ては「ヒレモン」と稱する主家に放火したる「オチシー」と稱する一人の罪囚ありしがセントポールの寺僧は屢々監獄に來りて彼を教戒し遂に懺悔して改宗を爲さしむるに至れり宗教家が罪囚の教化に干與したる當時既に其端を見るに足れり

「サチユール」及「ペチユニー」の殉死記を讀むものカルターヂユに於て「セペール」皇帝の獄下「ビユードン」が彼等の殉死に臨み其高潔なる最後を見んと欲し魚群を爲して來集する所の衆庶を捉へて之を牢獄に投じたるの暴狀を記憶するならん往時暴君汚吏が宗教家及信徒を殘虐迫害したるの事跡は終に千載の下吾人をして監獄訪問の必要を想起せしむるの楷梯たらしむるに至れり

「ウキルマン」は新敎の導師にして高德の人なり彼れ人に語て曰希臘の鼻祖たる「パツシール」ド、セザレ」は希世の英雄にして文武兼備の良將なり

彼れ一たび世に出るや舊教の傳燈を東歐の天に掲揚し社會の秩序と生存の基礎を鞏固ならしめんが爲めに宗教の弘通と經濟の發達に汲々とし専ら貧民の救恤に心を用ひたり然れども放蕩業を廢し淫浪居を定めざるの徒輩に在ては毫も之に救恤を與へず此輩を恤まんよりは寧ろ狗兒に投へよと云へり今其教戒に曰讚美歌を耳底に反響せしむる所の人には汝の仁を吝むこと勿れ食品を高賣し私囊を肥し老幼廢疾の者を餓死せしめんとする所の人に汝の仁を施すこと勿れ節義を重んじ貧苦を忍ぶ所の人あらば汝求めて之に與へよ牢獄に幽閉せらるる所の不幸なる背徳者あらば汝看過して意に介すること勿れ幽閉者を教化するは救恤を緩徐する所以なればなりと彼れが如此教戒を宣布するや十五世紀の世運は一時遅々として振はざるが如くなりしも一種言ふべからざるの風紀と發達の兆光は社會の内面に躍如として潜めり殊に「セザレー」が獄囚の教化に重を置きたることは明かに其戒文中に徴するを得べし

「ルイ」十六世の治世慈善事業に貢獻するもの漸く

に評して曰宰相と爲りて重荷を瘠負んよりは安んぞ訪問者と爲りて財囊を瘠負ざるや又以て當時慈善的思想の如何に勃興せしかを知るに足らん當時一身を囚徒の教化に委し世人の賞讃を博したるもの其人に乏しからざりしと云へり

監獄訪問の目的は行刑の期間に於て獨居拘禁者をして其孤影の歎を慰し改悛の發念を促かし放免後の活路に迷はざるの準備を爲さしむるを目的とするものにして就中訪問者に在ては出獄後の保護を與ふるを以て其主眼とす

千八百七十五年六月五日の法律を以て獨居拘禁に關する監獄官吏の訪問及教誨教育等の事項を規定せり該法以前に在ても絶へて此等の事項を實行せざるにあらざりしも於是益々其實行を確實ならしむるに至れり該規定に依れば典獄は時々分房を訪問し又は工場を巡視し彼等相互の間に發生する事故は自から聴取して直ちに解決を與へ、看守長看守部長看守其他誓約を爲したる吏員は各其分擔に従ひて分房又は工場等を視察し常に受刑者の誘導指示に任するの責あるものとし、新に看守教習所

多きを加へ初め舊教徒が主唱したる如く捕虜の留置所を監獄内に移さんことを企て之が奏請をなしたるものあり又モリエールに於ては慈善演說會を劇場又は寄席に開き教師之に出席して演說を爲し公衆の義捐金を募り以て之を捕虜の救恤に充しむ然れども妄誕なる信徒の義捐は一切之を排斥し會場に於ても亦其入場を謝絶したり千七百二十四年神學家の「マビロン」なるものを以て獄に下り躬から囚情を實驗し常に有益なる助言を當局者に與へたることあり、當時監獄を訪問するもの「マビロン」の說を聽かんことを喜び殆んど「マビロン」を問はざるものなかりき

佛國革命の時「デリール」なるもの悲哀の第一曲中に訪問者を稱して歐羅巴監獄の守護神なりと頌贊したり今其意に曰假令ひ徳義に悖反したる囚徒にもせよ鐵鎖の羈絆に羸瘦したる薄命者なれば汝が寛大の愛護を垂れんことを祈るとの義なり

千八百三十年の比に在ては訪問者の慈善事業を企つるもの漸く世人の注目する所となり篤志を以て財産を出捐するもの日に益々加はれり時の記者獻

を置きて看守を養成し新法實施の準備を爲さしめ猶ほ諸般の執行に遺漏なきを期し教師を任命して無學文盲の受刑者に初等教育の學科を教授し以て受刑者の智育を普及せしめ、各宗派の教師に囑托して監獄に來り其宗派の下に屬したる信徒即ち受刑者を教化し彼等の信念を鞏固にすると同時に其苦悶を慰藉せしむるものとし、監獄醫は在監者の衛生に關する諸般の事項を研究し特に普通病と傳染病との發見に注意し精密なる豫診を爲し流行性及慢性的の傳染病者酒精中毒症、癲癩病者、狂暴性精神病者等の如き約言すれば普通病以外の病囚に對し大に其區別を嚴格にし其取扱上に周密の注意を爲さしむることとし、監獄文庫を設置して智育を必要と認むる受刑者に相當の書籍を貸與し之に一名の教師を常置して書籍の管理又は教育の指導に任せしむものせり、各種の事業に従事する訪問者は工場に出席するときは同時に同一の工場に立入ることを回避し又は他の訪問者の教誨を敬重せしむる爲めに一定の許可を與へて相互間の支障干格を避けしめ、各會社の工場主にして受刑

者に出獄後の保護を與へんと欲するものは工業に  
 經驗を有し確實の人物なれば總て監獄に來りて放  
 免前の受刑者に面接することを許可するものとせ  
 り

其後作業管理法を改正し監獄作業請負師の下に屬  
 する會計係授業手同助手職工等に備役せらるゝ受  
 刑者は分房拘禁法の實施に依て訪問者の爲めに若  
 干の謝金を出捐せしめ一定の教誨を聽聞せしむる  
 ことせり然れども現今の請負師も亦舊請負師の  
 如く就業時間を短縮せしむるの虞あるがゆへに勤  
 もすれば訪問者の教誨を嫌厭するの風あり故に訪  
 問者は教誨の日程は如何なる受刑者を教誨すべき  
 や放免の日に近づきたる受刑者を教誨するの外な  
 きやと典獄曰然りと是れ監獄の内部に於ける訪問  
 者の教誨が果して如何なる程度まで實行せられた  
 りしや略ぼ其一班を見るに足れり

外部に於ける各工場主の下に屬する彼保護者に對  
 する教育及教誨の程度は内部に於けると殆んど同  
 一の標準を執れり否らざれば工場主は訪問者の出  
 入頻繁なるが爲め業務の進行を妨害せらるゝに至

源と教義を異にする宗派に對し自己の良心を托け  
 て之を信仰するを要せず如此にして始めて受刑者  
 を教誨し確實なる改悛の要件を具備せしめ其放免  
 後に於て適當なる活路に就かしむることを得べき  
 乎

受刑者の精神上及身體上に訪問の効果を及ぼすこ  
 とは固より容易の業にあらざるなり訪問者は慈善  
 家の切實なる哀請に依り受刑者に對し其出獄後に  
 於て之に保護を加ふべき適當の性格を有する者な  
 るや否やを注意せざるべからず故に受刑者は如何  
 に其健康を保ちつゝあるが如何に其心性の惡習を  
 矯正せられつゝあるか如何に其親族との關係は融  
 和しつゝあるか如何に其教育は完全に進歩しつゝ  
 あるか果して能く訪問者が希望しつゝある所の目  
 的に適合するや否やに注意し充分の獎勵を與へぎ  
 るべからず然れども之と同時に訪問者は何事にま  
 れ受刑者の爲めに種々の便利を與ふるの媒介者と  
 爲るべし例へば受刑者と親族間の動靜を審にし受  
 刑者の爲めに利益と爲るべき訴訟に關する代人又  
 は辯護士の撰定を助言し受刑者の留守宅に於ける

らん故に訪問者は善良なる工場秩序を保持せん  
 が爲め訪問の時機を計り他の役員の就業時間を教  
 誨の爲めに獨占せざらんことに注意し教誨の効力  
 が就業を中止するに優れる如き場合にあらざれば  
 濫りに之を中止することを避け要するに訪問の時  
 間は他の重要な業務の時間と可成衝突せざる時  
 間を撰擇するを以て訪問者が各工場主に對する公  
 徳上の義務なりとせり

監獄の内外を問はず訪問者たるものは僚友相互に  
 和協推尊し苟も他を褒貶するが如きことなく自己  
 の訪問が他の訪問と衝突せざるの豫約を爲し若し  
 教育に對し聯帶教授を要する場合の如きは必らず  
 其義務を重んじ典獄工場長醫師教誨師看守長看守  
 者に對し若くは自己の出入する會社に於て他の訪問  
 者に出會するときは其地位職權に對する相當の敬  
 意を表し教育及宗教に付ては千八百八十五年十一  
 月十一日の現行規則に依り其教誨を受くこと否と  
 は本人の自由任し教誨も亦其改宗を爲すこと否と  
 は本人の誓言に依りて良心の自由任し自己の内  
 心に於けると訪問者の眼前に於けるとを問はず本

家計上の保護に干預し至急を要せざる用務の使事  
 を便するが如き種々の便益を與ふるの媒介者と爲  
 るべし如此組織は善良にして且便利なるが如きも  
 受刑者の放免期に於て種々の不利益を招く困難  
 に遭遇するの媒介者と爲るの虞あることは識者の  
 大に憂慮を懐く所なり要するに訪問事業たるは他  
 の事業たるを問はず彼に不利あれば必ず此に一  
 害あるは數の免れざる所なり況んや國家は萬事の  
 經營者にあらざるに於ておや訪問事業の如き個人  
 の援助を待つにあらざれば獨力を以て能く其目的  
 を達し得べきにあらざるべし

○英國に於ける監獄教誨

伊藤 思 恭

私か英國で調べた事柄でまだ吾國に實行してない  
 ところが澤山ありますそこで之を實際行ふことが出  
 来るか、又如何に行つたら利益が有かといふこ  
 との御教授を仰ぎたいといふ考から、二三の事柄  
 を述べて見たいのであります。それで私が彼の地

で調べましたことは一は此監獄教誨といふこと、一は感化院のことであります。感化院のことはお耻しい次第でありますが、二三書きまして皆様のお眼を煩しましたが、監獄教誨のことはまだ何も書いたことではないのであります。そこで茲に監獄教誨の有様を少しく申上げるのであります。

彼地へ参りましても英吉利は英吉利の監獄教誨の方法があり、獨逸は獨逸の方法があり、佛蘭西は佛蘭西の方法がありまして、多少異なる所はありますけれども、先づ大同小異であります。それを一々佛蘭西か斯うであるとか、獨逸か斯うであるとかいふやうに列へ立てることは不可能のことであり又私の如き獨逸語又は佛蘭西語に暗い單に英吉利語のはか知らない者が、他人の口を籍りて耳に入れた事を述べて若し誤があつたならば私の責だけでなく害を殘す譯でありますから獨逸や佛蘭西のことは述べないで單に英吉利のこと丈を申上げて見たいと思ふのであります。

先づ順序として英吉利に於ける監獄教誨師なる者は如何にして採用するかと云事を申上げます。

ば、英吉利に於ける教誨師は我邦のやうに本山に向つて監獄から派遣を申込むのではない。英吉利に於きましては教誨師を希望する所の僧侶が非常に多うございまして、本省に於て教誨師を募集するのであります。尤も之には資格が定つて居つて僧侶でなくてはならぬことになつて居ります。そ

れで募集を致しますると、教誨師希望の僧侶が本省に申込むそれが非常に澤山にありまして、私か彼地の教誨師の檢閲官ともいふべき人から聞く所に依ると大抵常に三四百人は申込がある。それを檢閲官が帳簿に書留めて置きまして缺員のあつた時に其中から擇んで任命することになつて居る。

けれども唯任命した丈ではまだ教誨することは出来ないであります。經令本省で横濱監獄といふ辭令を渡されてもまだ教誨することは出来ない。横濱監獄に就任後今度は其横濱といふ土地を支配して居る「ビショップ」といふものがありま

す。是は僧正でも譯ませうか、其人の所へ行

つて、今回私は横濱監獄の教誨師を命ぜられま

したから是から囚人に向つて宗教上の儀式を致し教

誨を致しても宜しいかと伺はなければならぬ。「ビショップ」が差支ないとして認可を與へると初めて横濱監獄教誨師として囚人に向つて宗教上の儀式を致し教誨することが出来るのであります。さうして宗教上の事に付ては教誨師は其土地を管轄して居る所の「ビショップ」の監督を受けなければならぬのであります。又日本と少しく事情を異にしますが、宗教上の書物が差入になりましたと

「ビショップ」の判決に任すのであります。それから教誨の有様であります。英吉利に於ては毎日教誨をして居る。教誨師の仕事は朝出勤すると直ぐ教誨堂へ出るのであります。囚人の悉皆は毎日八時に教誨堂に集める、そこで教誨師が簡單に儀式を行つて簡單な教誨を加へる。此教誨が終れば囚人は教誨堂を去つて夫々業務に就くことになつて居る。日曜日に於ては長時間教誨をすることは勿論であります。英吉利に於ては大抵の監獄に於て毎日教誨をする。其教誨の時は御承知の通り典獄、副典獄、警務所長其他の役人が列席して囚人と一緒に讚美歌を唱へて、何人も雖も

教誨師が或書物の閲讀を是認しても典獄が否認する場合はある。其場合には教誨師は之を監獄事務官に訴へる。若し監獄事務官が典獄の意見に従つてそれはいかぬとなると、教誨師は「ビショップ」の所へ持つて行く。「ビショップ」に於てそれはいかぬとなつたら教誨師の負けであります。若し「ビショップ」に於て教誨師の意見を採用するが適當であるとするれば、其時は監獄事務官と雖も彼は異議を立てることは出来ない。即ち宗教上の事は「ビ

ショップ」に於ては以上は教誨師を師と仰いて總て、教誨師の命令の下といふてはナト語弊があります。教誨師が「バイブル」を讀むと皆其れに唱和するといふやうに教誨堂に行つてはモツ上下の差別はない。即ち神からいふと皆兄弟であるといふ意味でありませうが、典獄も囚人も皆「バイブル」を持ち讚美歌を唱へて教誨を聴くことになつて居りますから随つて其教誨の効果も一層厚からうとい

ふことは想像せられるのであります。教誨師は朝の教誨を済ませますと事務室に歸つて教育上の事に就て多く事務を執つて居るやうでありまして、其日の新入者の教育の程度を調べる。是は教誨師自ら調べは致しませぬ。教師が調べるのを傍に見て居るのであります。さうして教師が決めたものに教誨師が認印を押して教誨師が調べたことになるのであります。それから監房を個人的に訪問をするやうなことは何所も同じであります。其他の教誨の仕方日本と餘り變つたことはありませぬ。併ながら此教誨室なる建物のごとであります。英吉利の多くの監獄に於ける教誨室は非常に立派なもので立派な點に於ては監獄の建物中第一位である。それから我邦に於て模倣したるよからうと思ふのは病監に於ける教誨室であります。我日本の監獄に於て病監に佛像を安置してある監獄あるとか云ふことであります。私はまだ拜見しませぬから知りませぬが彼地では何所の監獄でも病魔の或一部分が病囚の教誨室になつて居る。之は云ふまでもなく病人は教誨室に出るこ

とが出来ない。去りてて教誨をせぬといふことは甚だ宜くないことである。我邦に於ても實地病監に臨んで教誨を致しますが、どうも佛様を御安置申してある所は少ないのでありますから、教誨室が特別に病監に設けてある所は尙ほないのであります。あちらでは病監の教誨室として立派なものが出来て居つて病囚はそこで教誨を受けることになつて居ります。

それから死刑の判決を受けて居る者に對する教誨は又我邦とは少しく違つて居りまして我邦の死刑者に對する教誨よりも一層親切である。死刑の宣告を受けると或一の房に容れるのであります。彼國では死刑の宣告を受けたる囚人には二人の看守を附けると記憶します。二人の看守が始終附き通して、教誨師は看守と共に監房の内に這入る。最も熱心なる教誨師に至つては其監房に這入つて死刑執行の前三日位は晝夜附いて居る。さうして熱心に宗教を説くのであります。其監房は他の監房と違つて十字架もあれば基督の像もあり或は宗教上の繪畫も張つてあり、有ゆる宗教に導く手段が

講じてありまして熱心にやつて居られる有様は誠に羨しいことであります。之に比すれば我邦の監房はモウ少し何んとか改良しなければ今申したやうな事は到底行はれないのであります。兎に角あちらのはさふい風にやつて居ります。

それから英吉利では宗教に依つて監獄を異にして居ります。即ち新教と舊教と猶太教の三つに區分してある。それで何所の監獄は新教の監獄である、何所の監獄は舊教の監獄であるといふ風になつて居る。尤も中には混合で置く所もある。現に倫敦の傍にある「ツラムストラップス」と云ふ監獄は最も新しく出来た立派な模範監獄であるが、其監獄は各宗混合である。尤も混合といふても何等の區分なしに亂雑に一緒に置いてあるのではない。其監獄に於ては監房から教誨室から總てが宗教に依つて違つて居つて、新教、舊教、猶太教の教誨室と三つある。新教の方は其所の「ブリゾンチャブレン」と申してこちらで謂ふ教務所長であります。それが教誨をする。其下に「アンシスター」が居つて助けて居ります。此二人が新教の

教誨をして居る。舊教の方は羅馬教の僧侶が週間に三回參つて教誨することになつて居る。猶太の方は極く人数が少なうございまして私の參つた時は二十人位しか居りませぬでしたが、之に對しては「ラバイ」といふ猶太教の僧侶が參つて教誨をすることになつて居ります。入監して來た時にお前は何宗かと聞く。私は新教であるといへば新教の「バイブル」なり其他の書物を一括して看守長が渡す。舊教であるといへば舊教に用ふる「バイブル」なり唱歌なり集めたものを渡す。猶太教ならば猶太教のものを渡すことになつて居つて、其他の物は一切讀ませない。さういふ宗教上の書物に付ては總て「ビショップ」の監督を受けるので決して新教の者に舊教のものを見せるなどいふことは出来ないことになつて居ります。又昔は斯ういふ事があつたものと見へます。例へば其所の典獄なり有力の人が舊教であるから自分は舊教だといふたら何か好い事でもありさうなものであるといふ考から私は新教でありましたが舊教になりま

あつて大變弊があつたと見へて、今日では宗教を變へるといふことは大變むづかしいことであつてナカク許さぬ。或は今まで私は舊教であると思つて居つたが新教であつたといふやうな是非變らなければならぬ理由がある時に於ては「ビシツチングコンモツター」といふ民間の監督者が巡つて來た時に訴へて有理であると認めたら變へることが出来る例外はあるが、殆ど絶對に變へることは出来ぬやうになつて居る。又英吉利の教務所長なる者は羅馬教の僧侶でもいかぬ猶太教の僧侶でもいかぬ、必ず「チャーチオブイングリニューション」と申して英吉利の監督教の者でなければならぬと極つて居る。それはどういふ譯かといふと、英吉利に於ては「チャーチオブインクルード」を大抵奉じて居るので、英吉利の國教であるが故に教務所長なる者は監督教の僧侶でなければいかぬといふことになつて居る。

者妙合一致所謂の鞍上無人鞍下無馬の妙現象を書き出せり  
予は在監人に對して一條の論言を試みたきことは多年の宿望なり恰も好し過日野口典獄より今般新法實施の初期として諸事取扱振にも多少の變化を來したる際なれば是非に臨監論言せられ度との請を受け之を好期として茲に宿望を聊か披瀝する所以なり

見渡す所六百有餘人平等より云へば赤衣一體の囚人なれども差別より云へは個々其面の如く事情を異にし例へば教育有る者あり又教育無き者あり良家の子弟もあれば又貧家の父兄もあり先非を悔て既に改悛の人もあれば又毒皿根性にネジケて暴棄の人もあらん……なれども皆帝國の臣民たるには違はざるべし若し夫れ臣民たる以上は特に愛に申傳へ度事あり各自に注意して聞取られたし  
其は去十月皇太子殿下當縣御巡啓に際し辱なくも宮城控訴院に御臺臨あらせられ恐多くも裁判状態及び受刑者事情にまでも教慮を及ぼし賜ひたる事を拜察し奉れり是事を承はりても帝國臣民

者は毎日或時間丈教育を受けなければならぬといふことになつて居ります。故に教師が非常に澤山居つて、大抵百人の囚人に對して一人位の割合に教師が居るのであります。其師教なる者は必ず毎日囚人を監房に訪問して或時間内教へることになつて居るさうして又或者は日曜日其他の日に於て教誨堂に於て教誨師が教誨をする前に「オルガン」を弾くことになつて居る。其他教務の事に付て申上げたことは澤山ありますけれども此以上は大變細かく成ますから省しまして御免を蒙ります。

○奥宮檢事長の對囚論言

蒔田楚雲筆記

明治四十一年十二月六日宮城監獄教誨堂に於て也○筆記杜撰にして口演の旨趣を盡さず話柄の前後して論言を冒瀆せるの罪筆者敢て閣下に謝す約一時半に渉れる長口演なりしも盤上鞭玉の如き流暢の快辯靜夜參禪するに似たる靜肅の聽衆殊に其佳境に入れる時に説聽兩

たるものは改過遷善して帝國の忠良とならざるべからざるにあらずや  
殊に更に申傳へ度事今一ヶ條あり 其は去月十三日 天皇陛下より煥發されたる勤儉信義の御勅語是なり其御旨意は 我國征露の戦役に依て外には世界の各國より日本の兵力の強き事日本の人道を尊ぶ事日本の諸外國と福利を共にする事等の文明の眞意義を履行しつつある事を認められたる事になりたるも偕て内に國內の状態を見渡せば近來國家の元氣を消磨するの惡弊風往々にして起らんとする傾きあり假令は古代賢澤を極めたる世の桃山式又元祿風など事物遊藝などを再現して世の華奢を導き又西洋文學の自然主義などを輸入し鼓吹して青年子女の淫靡を誘ひ或は馬券の流行となり或は賭事の勃興と來り其他種々の惡弊風の處々に吹き荒むの傾きありて若し此等の猖獗を來さば當に國家の元氣を消磨する許りでなく其結果は殺人放火、詐欺、窃盜等の諸有る惡事の害毒となることを御軫念あらせられ  
「上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め

惟れ信惟義醇厚俗を爲し華を去り實に就き荒怠相誠しめ自疆息まざるへし」と

勅し玉へり 其方達が苟も帝國の臣民たる以上は彼の害毒中の一分子たる事を自覺し是御勅語の衝に當れる者なる事を恐懼して過去を懺悔し將來を宣誓し身は赤衣の囚人たるも心は赤心の忠良たる事を期せざるべからず

典獄より承はれば當在監人は關東關西等の諸監獄に比するに頗る穩從の方にして能く謹み能く勉め懲罰者も從て少なく教誨を守る者も多く殊に佛陀を信仰する者さへもあるとかや予も之を聞いて深く満足する事なり夫は良民に復歸する人の比較的

多き事を信すればなり  
「其罪を惡むて其人を惡まず」とは刑事上の格言でありて假令ば一朝惡事を犯し刑辟に觸るも其人先非を悔て善心に歸すれば裁判官も司獄官も之に同情を寄せて其人を惡まざるのみならず其の之が良民に復歸する事を助長するとの精神にして吾人等は常に此格言を守れる者なり  
偕て今般改正實施となりたる新刑法及び新監獄

一時の出來心にして犯由の憫諒すべきあり世人の同情も牽き被害者よりも却て氣の毒がらるゝといふが如きは或は刑罰の執行を猶豫し又は極めて輕き處斷を申渡すが如き一々舊刑法と其趣を異にせり要するに「其罪を惡むて其人を惡まず」との精神の擴張せられたるに外ならずして誠に難有新刑法新監獄法と云はねばならぬ斯る難有新法に支配せらるゝ其方達は一日も早く改惡歸善の道を辿りて忠良の臣民とならねばならぬ萬一心得違して此上犯罪を繰返す様の事ありては吾人等刑事上の官吏として其罪を惡むて併せて其人をも惡まざるべからざるの已むなきに導く者なり

加之 殿下御巡啓の際の御思召に背き 陛下御勅語の御趣旨に違ひ奉るの恐あり依て速に忠良の臣民に復歸する事を希望して已まざるなり

不思議の因縁に由て受け難き萬物靈長の人身を受け不思議の因縁に由て生れ難き世界卓絶の皇國に生れ不思議の因縁に由て遇ひ難き古今無比の聖代に遭ひ斯かる最大幸福の人にして犯罪などを繰返して監獄などに整居て居るとは其氣意が分らぬ

法は取りも直さず彼格言の精神を大に擴張せられたるものと見て差岡なきなり其理由は之が處分法は先づ罪狀の輕重よりは寧ろ其人の性格素行等の良非に重きを措くを旨とすればなり

假令は舊刑法では數罪俱發とて二個以上何に多く罪を犯しても其中の重き一個に對して判決を下したるが如きも新刑法にては併合罪とて隨分重き刑期を科せらるゝが如き又竊盜何十犯と云ふ者にても舊法には刑期七年を越へず實際は四五年を越へざりし者も新刑法にては十年乃至二十年の處斷を受くるが如く今爰に一々説明し盡さざれども詐欺、賭博等の總ての他の犯罪も之に準して知るべきなり○言換れば平素性質惡しくして行狀不良竊盜賭博等の惡癖ありて義理を知らず人情も構わず詐欺、毆打等の常習ありて社會の迷惑を何とも思はず幾度入監するも反省の念なき者の如きは最も嚴重なる處分を以て處斷せらるゝといふが是新法の精神なり

反之假令は罪狀は比較的重くとも平素の行狀良しく性質も惡からず先非を悔悟して再犯の虞なく

と思ふなり

世に四恩といふ事あり一に國王の恩 二に父母の恩 三に神佛の恩 四に衆生の恩 何なる千百年の闇室にても一度燈火を點すれば明鏡と成て暗處無きが如く何に長年月の邪惡の胸中も一度此四恩の燈火を點すれば善心と成て暗處なきに至る仰て四恩を守るべし

一に國王の恩とは、天子様の御恩なり、是御恩の社會に及びあるは申すに及びず古來暗黒世界と稱名したる監獄内まで照り輝きて種々獄法の改良となり醫務を置いて衛生を護り教務を設けて改悛を導き、昔時鬼として敵視したる司獄官は現時は父兄の如くに其方達を撫育し玉ふ是皆

皇恩の光輝に外ならず

二に父母の恩とは西諺に「身體は世界の財産よりも貴重なり」と其方達は斯る貴重的身體を父母より頂けり古來父母の恩を海岳に喩へたるは有理の事なり「身體髮膚之を父母に受く敢て毀傷するな」とは聖賢の御教なり其方達は此大切の身體に犯罪の刀物を以て處刑と云へる無痕の大毀傷を求

めたるなり教誨の良薬に由て早く此癩痕を癒やすべし

三に神佛の恩とは宇宙間の萬有は總て神佛の光明を含めるものなり大は日月星辰の運行より小は微塵分子の變化まで一々神佛の自然作用の光明に照されざるものなし之の見へののは自分の心眼が盲目なる故なり信仰の眼鏡を掛けて因果自然の至理を見開き決して邪道に迷ひ込むべからず

四に衆生の恩とは國民の恩の事なり其方達が惡事を爲し自業自得で苦み居るも之を養ふ爲めには一人一ヶ年約百十圓を費やし監獄費として六百萬圓以上を國民は之が爲費やして居れり之に裁判警察等刑事に關する費用を合すれば二千萬圓以上となるなり是多大の國民の膏血は其方達の衛生改悛等を祈る所の温情なり此温情を傳て其方達の冷却せる人道の血を温め以て良民に復活せしめんと之恩賜なり此恩一日も忘るべからず

上來所陳の皇恩等の四恩を知りて獨立自營の良民となれる事を切に希望せり終に臨で話すべき事あり

何に極惡至邪の人も心機一轉悟道の境に入り廻心皆往信仰の堂に昇れば實に敬服すべき良民となれる實例あり其一二を申開かせん

彼の名高き鐵牛禪師と云へる高僧は元と極惡なる追剝強盜の親分なり一日或山路に於て澤庵禪師に逢へり惡黨の鐵牛は好き鳥こそかゝれりと秋水三尺眼前に突附け出さず殺すの紋切形「懷中物より衣類までキリ／＼夫れゑ……」禪師少しも驚ける色なく又惜める氣色もなく平然自若九赤裸となりて瓢乎として立去られたり鐵牛熱視して大に感じ心機一轉直に禪師を追跡して先非を謝し教誨を受け悟道の境に入り夫より名高き名僧となれり常總の野に多大の蕪地を開拓し國家に裨益し後世の識者より尊敬を受くるの大徳となられたり

近くは去一月死刑となりし實父殺の大惡人佐藤學治の信仰美談である是は藤田教誨師の熱心の教誨に由て信仰の手を捧げて佛陀の大慈と握手し所謂の廻心皆往の殿堂に昇り死刑の砌も從容自若立會官をして驚嘆せしめたるの事實あり「鳥の將に死むとす其鳴ことや悲し人の將に死むとす其言や

善し」で學治は就刑前に誠に偉い事を言ふて居る「親殺の大惡人自分の極刑に處せらるゝは當然の事なり然るに今日之に依て信仰の天國に入れり嗚呼何たる難有ことなる哉極惡の堅氷たる自分の心も御佛の慈光に照らされて溶解せられ清淨眞實の信仰水となれり嗚呼何たる快樂なることなる哉追附來る極刑の場が取も直さず淨土の東門苦刑が即ち樂境の産聲なり御佛の力に由て大不孝をした親父様に御詫を申し御佛の方に由て大不孝を得て永劫盡きぬ孝養をせらるゝと思へば大罪の不孝は却て孝養の糸口となり受刑の不

幸が却て正覺の大幸福云々」と看よ強盜や親殺の大惡人たる鐵牛や學治さへ心機一轉信仰に依り大徳となり善心となりたる實證如此ぢや況や其方達の心機一轉亦難からざるものと信す

予か訓語に依て一人でも眞人間に復歸する人あれば予は大に満足する處なり

救護事業

○東京出獄人保護事業第十二年報

神田區元柳原町三〇 主管 原 胤 昭

例に依り當所紀念日 英照皇太后御禁日に當り謹て之を敬告す

被保護出獄人總員一千〇二十四人

内 男八四二 女一八二

罪質 強盜 七四三 殺傷 六八  
放火 四三 賭博 九 偽造 四  
賣淫 一二七 浮浪 三〇

犯數 初犯 四一九 再犯以上 五二二  
十犯以上 六七 數十犯 一五 百犯以上 一

成績 現在

保護中の者 男 四七 女 二 計 四九  
府下居住自活者 一六七 二 計 一六九

地方居住自活者 二七八 四  
 死亡者 九七 八 一〇五  
 轉住後所在不明者 三五 四 一五  
 保護所より逃亡者 四二 一七 五九  
 保護所を離れて後再犯者 八六 一六 一〇二

計 八四一 一八二 一〇三四

未項○印三點を不良成績と見れば

良 十分の七弱 不良 十分の三強

生輩保護事業を志してより屈指すれば二十有七年此間事業の進歩緩漫の憾なきにあらざりしも今や刑法の改正に伴ひ大に重要視せられ事業績々新設せられ全國五十七個所の存立を見るに至れり、殊に昨四十一年には未だ會て有らざりし出獄人保護事業講習會は客年十月監獄協會主催の下に開設せられ此際不肖なる當主管者には數時間を與へ多年の實驗を講演せしめられたるは當事業の深く光榮とする所なり。

斯くして研鑽を嘗め經驗歲月を積むと雖とも成績は依然として七三乃至六四の間を昇降し贊助諸氏の芳情を完ふすること能はざるは主管の不敏慚

州は、前橋市の東端、二子山の邊、瓦屋茅舎の點在する、天川村宇高臺に桑園菜園に圍まれたる一茅舎あり、來る人を拒まず、去る人を追はず、寢ぬるに鍵かけず、出づるに鎖さず、夜は時に歡笑して窓に窺ふ者を驚かしめ、晝は時に寂として、鼠猫を樂ましむ、朝たに佩劍鏘々として、靴を踏むで出づるは主人なり、夕べに腰辨當をぶらさげて、匆々として馳せ入るは、其愛兒等なり、之を誰か家となす、志ある人ぞ知らむ橋本園太君の橋本園なり、彼年知命に近く、農骨凍として磨せず、職を看守に奉じて、志を主として免因保護に傾け、蹉跎困憊幾度か嘗め來て、經霜楓葉丹の慨あり、今年着手してより星霜當さに十年を過ぎんとするに當り、皇天冥々の恩助を謝すると共に、犯罪豫防、美俗奨勵の事、有志の力に俟たざる可らざるを感じ、官民同愛者を招て、謝恩會を開かんとす、檄に曰く(前略)、思ふに免因保護及不良少年感化等の事業は、日尙淺きにも係らず、時潮の進歩は、已に犯罪等の反社會的惡現象を未崩に防遏するを以て策の得たるものとなし、先覺の士の齊しく唱

愧の極みたり。此間實驗したるは斯かる保護手段を用るも再犯を防止すること能はざる犯罪人種即ち精神病者及精神病的中間者、生來性能力欠陥者概して云へば盜行習慣ある生存不能力者あることなり。此等犯罪人種は社會より別異し之に活路を與へ盜行を防止する道ヲ講ずべきものなることを確認し又一面には犯罪原因の起首に就て、輒近慈善事業の趨勢、事前事業に期待する處多きに至れるは甚だ可し、當事業の如き最事後事業の研究實驗は切に事前事業の發達を要求し犯罪原因の萌芽は正に家庭に在るを確認せり於發牛輩は子を育つる親に注意を求め警告を與へざるを得ざるに至り「子は母の寫眞」と題する一稿を草したり不日大方の閱を煩はさんと欲す、希くば生輩の微志を容れ明教を垂れ犯罪防遏機關の發展に援助せられんことを

○橋本園十年紀謝恩會詳報

上州 暢 光 生

○空らつ風、砂塵を捲て人の虚を衝かむとする上

導せられつゝある處にして、社會人道の爲めに、大に意を強ふすべきものありと、歡喜措く能はざる者にて有之候、願くば事、實際に行はれて、本園の事業の如きは、自然消滅に歸し、紀念謝恩會の如きも回顧の一標となるの日の一日も速かに實現せん事を、之實に我等が衷心よりの誓願に御座候

雖然、望めば彼岸空迢かに、山川雲かさなりて、一躍直入を許さず、志を遙遠の彼方にかけて、行を目前の崎嶇に運ぶ、社會の現状まことに、已むを得ざる次第に候、伏して翼くは、世の爲道の爲め、奮て責臨せられん事を云々

名を署する者、岩佐直吉、小林茂八、松井親民、伊東昌春、井野定次郎、園主、橋本園太、等なり日を十二月六日に期し、處を、刀川河畔、皇典講究所に定む、此日、風神翼を收めて、空一碧半塵の雲なし午后一時より會する者相繼ぎ二時開會せんとす、司會磐井宗成師起ちて開會を告げ、伊東昌春氏十年の経過を報告す、元來橋本園は隠れたる事業なりければ、其報告を聴くや耳を敬て、聲

をのむ、次で紹介せられて壇に立てるは、園主橋本園太及び夫人あさ子兩子なり、あさ子、風貌甚だ舉らずと雖も、黙々良人を授けて、效の中ばを負ふ、偉なりといふべし、夫婦感激の色あり、園太更に容ちを正うして曰く

私が此事業を經營しましたのは、實に明治卅一年二月の事でありまして、創立十年と云へば本年の一月が滿十年になるのであります、然るに今回發起人諸君から十年の記念祭を行ふべしとの事でありましたが、私は何此事に就て十年位は珍しとするには足らぬ、殊に一月が滿十年に當るのに、今此歳末多忙の時に際して、之を行ふは期に遅れたるものなりとし、却て遠慮せんとしたのであります、發起人諸君の御勧めには、敢て十年位は珍らしとするに足らずとするも、其十年間は足下の力にのみ依りて経過したのではない、他の慈悲仁愛なる諸君の御援助に依りて、今日あるを致したのであるから謝恩會として、開かねばならぬといふ事でありまして、爰に本會を開いた次第であります、(中略)すべて、免囚等には、自分で働

唯明治卅四年以來、現役兵の絶えぬといふ事は、私にとつて、頗る喜びとする處でふいます、祭日などに軍服禮帽にて意氣揚々として來りお父さん〜など、言はるゝは何より喜ばしい事でありま

す……茲にお出でになる、修文館の米田サン(活版所主)には、被保護者使用に就いて心よく長年の間便宜を與へられるので深くお禮する次第であります、私の最も喜びに堪えぬのは、近所の諸君が私の所より入營者が出る時は、等しく國家の干城たるべき者であると、他の無垢なる立派の入營者と少しも隔てず、送別會をやつて呉れる事でありまして、……要するに、此十年の間、諸君の御盡力に依り今日あるを致した事でありまして、今後尙ほ井野君も力を添へられ、外諸君の助力を以て御同情を願ふ事……御同情と申して、前申上げた通り金を戴きたいといふのでは決してありませぬ、寄付金といふならば堅くお断りしますが、成るべく私の保護する人間を御使用下さる事が願はれますならば、何よりの事と存じます云々

自分で生活するといふ決心を起させるのが肝要かと思ひます、故に私は随分不義理な借金をした事はありますが、寄付金は決して戴きませぬ、故に私の所は保護の請負會社でもなく、又規則もありません全く無名の一家で御座います(略)私は免囚保護の爲めに、或地位を造つて生活して居る、

今日コーして居られるのは、實に免囚のお蔭であると思ふ……若しかゝる事でも従事せなかつたら、今頃は毒藥でも仰で終る事になつたかも知れぬ、即ち私は免囚等の爲に却て保護せられて今日に至つたのであります、然るに政府や又他から金の寄付を戴くといふのは、自分の飲んだ藥價を他人に拂はせる事となりますから、堅く辭退した事でありまして……夫れから同氣相求むると言ふのでありませうか、三四年前から駒形町の井野定次郎君が、私の事業を助け、幾等かの金も出したといふ事でもういしましたが、金を出すよりも一所に働いて事業を助て貰ひたいと云ふ事になり、私と一心同體となつて働いて下さる事になりました……私の手に仕上れた人間は色々ありますが、

右の外お茶でも賣るやうな園名の事、上田典獄及び醫師松井源次郎氏の便宜を與へられし云々の語あり、此事情は具さに開陳して、他日局外漢たる予が司獄官諸氏に教を乞ふべき願あり茲に畧しぬ

彼が演説否挨拶は、華言人を魅するの力なく令言人を喜ばしむるなかりしと雖も、而かも悉く堅實の調を帯びて句底動かすべからざる、全人格の力を罩めたり、次で警井教誨師は起ちて

私は演説すると云ふ事は、爰に書てありますが本日の如く貴顯紳士の多數御來會を辱うしたる機會は又と得難い事でありまして、私の犯罪豫防等に就ての意見は他日改めて御尊聽を煩はす事と致して、是非に、御來賓諸君の御話を澤山に希ふ次第であります……今日は無教育者のみか罪を犯すに非ず……却て才智ある官吏とか名譽職等を持って居る者が犯罪……或は犯罪に近い事をして居るものが多い、所謂才、徳に勝つ之を小人といふ、少人才を狭んで惡をなす至らざるなし、で上のなす之風といひ下の倣ふ之を俗といふ……

其風を流す者は誰である乎、……日本は來賓諸君の御高見を伺ひたいので……之にて御免を蒙ります云々、次で來賓として壇に起ちたるは、河西檢事正なり、博文氏、開口第一に曰く

私は此土地に四年間も居りますが、斯ふ云ふ席で、演説などした事はないが、數ある慈善事業の中に擧げて、獨力十年を繼續し來つた橋本園の經營に對しては、一言述べざるを得ぬ時機と思ふ云々と平生言責を誦むを明らかにし、更に、裁判所は診斷所であり、監獄は治療所であると論じ改正刑法を説き、刑期が経過しても、全癒せぬものが澤山ある、即ち直らぬけれども刑期が経過すれば退院せしめざるを得ぬ、宛で半分治療して出すやうなものである、丁度傳染病患者を癒ひ退院せしめたやうで、實に危険の甚だしきものである、之即ち免囚保護の必要ある所以である……橋本園は謝恩會を開いたからとて、之から寄附金を願ふといふ譯でもなく、専ら保護に就て苦心するものなれば、諸君に於て御研究の上で此上にも好きお考へがあれば、御實行も願ひ度、又發起人等に御注意下さ

らば、其益も亦尠からざるべく、此點に御同情を深く希望します、尙再犯防遏の爲めに一村内一部落にて村長とか區長とか小學校員とか警察官及び有志諸君が協力注意せられん事を懇望します云々次に上州新報社長、高橋彌之助氏は

身體の一部に故障を生ずる時は、全身機關悉く之を補足すべく力を集中するものである、犯罪狀態は社會國家の一股體の缺損であり損傷であるから、他の健全なる諸機關が、之が填充をなし快復せしむるやう力を注がねばならぬ、とは云へ此自覺にたちて眞實に世に盡くす者は少い、橋本君の盡くざる所は、此自覺の途であつて、其爲せる所個人としては、殆ど成功に近き者であつて、大に謝すべきものがある云々次に起てるは、温乎たる白髮の老人而かも其眞摯飾らず咄々として人に迫るあり之を誰とかなす、所謂民間の志士にして製絲工場を營み、工女逆待の聲喧しき中に、觀る人をして、模範場と讃嘆せしむ、主人深澤利重君なり 曰く  
私は免囚保護に就て、窃に志を潜むる者であつて、

今より十二三年九名の者を手に引受けました、其後火災の爲めに、收容すべき二人を、橋本君の手に渡すやうの事になつた、橋本君は其後引續てやらるゝ、自分はお耻しい事ではありますが、悉く失敗して九名の内一名目今正業を營むで居るやうの次第であります、橋本君は今より金を貰はん、人の手はからぬといふ風に一骨に保護に従事せらるゝので、私は其事業の爲めに成功するやう乍蔭願つて居ると同時に一面心中を白状しますれば、彼はかやうに一骨の事をいふて居るが、すぐに色々の困難に遭遇して、必ず寄附金募集とか演藝會とかいふものでもして、維持する慈善家になるであらうとツイ今日迄冷やかに睨めて居たのであります、シカルにさる事もなく立派に今日の如き成功を見たのは、獨り同君の爲に祝すべきのみならず、耻しいやうの事ではありますが、監視して居つた私に對する無上の報酬として滿身に歡喜の血溢るゝ思ひが致します、吾々は向後如何なる方法を以てなり此神聖なる事業を助けねばならぬ一の義務を感ずるのである、免囚保護といふ事は決して凡人

の出來得る事でない事は、私の斷言して憚らぬ事でありませぬが少しく其内狀を覗へば、實に豫期に反する事が多い、岡山の孤兒院はドーデあるか、其他の……之等はドーデある乎、私は獨り心を病まして居るのでムいす、此滔々たる頽勢の中に獨り橋本君に於て我心は慰めらるゝので有ます云々翁の語る所、僞らず飾らず自己胸中の暗影をも吐露するのみならず、延びて自己が關係する學校等に迄及ばし、肅々として戒め斷々乎としていふ、老の當さに至らんとするを忘るゝ白髯の赤子、又天に喜ばるゝの人乎、深澤氏の演説終るや、司會者は閉會を告げ一同赤城新館に至れるは、午後四時半頃なりき、配膳整ふや、橋本君の粗糞禮を盡さるの辭あるや、來賓總代として、佐藤内務部長は食卓より起ちて、謝辭に併せて、橋本園に對し祝辭を述べられ、橋本氏の事業は、名聞利養になれるものとは趣を異にし、我々地方官として、如此清潔なる經營に接したるは、實に歡喜に堪へざる事にして、



記書類を材料とすることは遇因上必要である、又此訴訟記録を參酌すれば警察官署を煩はして身上を調査することを省略し得るものが澤山あると思ふ、囚人の全部に及ぶこと不可能なりとせば未成年者とか刑期一年以上の者とか大凡一定の標準を以て行ふとすることが宜しい、それが爲めに一人の專屬者を置いても遇因上の利益に對し敢て不經濟ではない、曾て宇都宮監獄で訴訟記録より要點を身分帳の視察表に摘録してあるのを見たことがあつた、眞に其一身に關する好資料である殊に自分の希望するのは證人の訊問調書中犯人の爲めに利益不利益になる申立の點は漏さず摘録して置きたいと思ふのである

(二五)判決書のみでは犯罪の全豹を知悉するに足らぬことは前述の通である況んや判決書の抄本などでは尙更不明瞭である加之數罪俱發などのものは斷罪の標的となつた最も重き犯罪事實の要領だけを摘録して他の俱發罪の事實は記載してないのが多い、他の俱發罪は單に窃盜二詐欺取財三など、記載せるもの、如きは犯罪の顛末を知り得ないのは當然である之れでは遇囚の當を得るや否やは疑はしいのである、之も未成年者とか刑期二年以上の者とか或は短刑期の者でも或犯罪のものに豫め限定して抄本でなく原本の正本とか謄本とかを視る必要があると思ふ、之に就て當局の或有力家は曰く假出獄を上申するときに添付する判決抄本は簡略に過ぎて犯罪の顛末を知り得ず從つて如何なることが動機となつたと云ふことの想像のつかぬものが多い、のは申すまでもなく假令謄本でも判決主文、事實、斷罪法條を掲げて證據の點を省略し記載せぬものは裁判の根據を失つたも同様で斷罪法條で情狀酌量して二等輕減であることが認められても事實とかある箇所を認めてある事柄のみではどの點を情狀酌量したのか不明のものがある其場合には是非證據の點で證人何誰は斯様に答へて居る參考人は何と答へて居る此點が犯罪を認定し且つ情狀を酌量したのであると云ふことを知るの外はない、情狀酌量の場合のみならず本人は當初より裁判官の訊問に對し自認して居つたか或は或部分を非認して居るか又證人の數人が皆

同一の旨意を申立て、居るか被害者は犯罪に對し如何なる態度を取りしやを知ることが出来るから是非記載することを當局者としては希望すると、有至極の事である

(二六)東北典獄協議會のあつたとき奥宮檢察長は典獄會同席に於て新刑法と遇囚の關係に就て諄々と意見を述べられた其一節に新法は犯罪其ものよりも人格に重きを置いて居るから裁判官は犯人其者の性格家庭の状態をも詳に知らねば新法の精神を貫徹することは出来ぬと云ふことになる、其必要からして各警察署に命じて素行調査書なるものを作らしめ以て素行境遇を知るの材料として添付せしむることにした、尤此の調査は困難にして警察官署の調査を信用し得るや、否やも頗る疑はしいが調査が困難なだけ其れだけ有益であると思ふから心ず之を調査することにした、そこで監獄でも身上調査と云ふものがあるから監獄に入りたる後視察したる事項と警察署で調査した事項と一致するや否や又裁判所で調査したる事項と三者一致するや否やを觀察しようと思ふのである若し監獄

に於て警察署の調査報告書及檢事に於て捜査上知悉したる事項をば監獄に回付するから充分に御研究を願ひたいとの話があつたが眞に此事が行はれたならば遇囚の上に一大光明を認め得ることであると思ふ宮城管内のみならず全國一般に此事が行はるゝとすれば監獄で便宜を得るばかりでなく出獄人保護事業の上にも多大の便宜を供する所以であるから是非實行せられんことを希望する

(二七)同典獄協議會で前田控訴院長も意見を述べられた其一節に行刑の執實を期するには些細の事と雖も一致の方法を取るべく出来るだけ之を爲すことが必要である即ち典獄協議會の如き最妙である、行刑は廣義の裁判と離るべからざるもの換言せば裁判の一部分である唯社會の組織上一として行べからざるを以て別物としてはあるが執行なき裁判はあるべからざるを以て二者にして一者なりと見て行はねばならぬ、刑法は改正實施となつたから一層慎重に裁判せねばならぬ刑事の裁判にして懲戒と改善の目的を有する以上は裁判と執行は相俟つて缺くべからざるや勿論從來懲戒に專にし

て改善を疎するの風ありしが如きは法の精神でなく刑の目的でもないのである、裁判の適當なるや否やは執行を俟つて知るべく、法令に依つて裁判するのみにては適當なるや否やは知ることは出來ぬ、然るに従來此點に注意したること少く裁判確定後執行は如何にせしや執行後の状態如何と云ふことを知ること能はず即ち懲戒の目的を達せしや改善の目的を達せしやを知るの便なし之を知るの方法なきや典獄諸君閑餘御一考を望む、而して之を裁判官に通告する適當の方法を案出せらるゝなれば其觀察に依つて又裁判の適否を知り得るを以て之に依つて審理上の態度を定むべく又或事を監獄に請求することあるべし尤も囚人の總てに之を行ふことは困難の事情あるべしと信するが故に刑期一年以上の者に就て通知するとか或は何某は改善せざりしと云ふ如く通報せらるゝに至らば聯絡の結果必ず大に見るべきものがあるであらう、と述べられた、これも最も必要で検事長の言と一幅對せねばならぬと思ふ

(二八)監獄事務視察の爲めに出張すると云へば監

ならぬ、それよりも各監獄當局者は各其土地に就て之を観察し之に具體の見聞事實を加へて中央監獄局なり協會なりで編纂することにしたらどうか必ず効果があるであらうと思はれるし又中央から出張したときには成るべく詳細の土地の人情や風俗習慣を話して參考に供するようにするが宜いと思ふのである

○一家親睦を表彰されたる

看守上田氏

大阪監獄堺分監に勤務中の上田勝三氏は明治二十六年八月以來看守として勤績し精勤の譽あり其家庭亦極めて圓滿にして郷黨に愛でらるゝ由にて大阪に組織せる興風會は客體大阪市中の島公會堂に於て同氏に對し表彰狀を贈りたりと云ふ監獄官吏にして勤儉力行一家親睦の美風を顕彰したるは同氏の光榮たるは云ふまでもなく處世難を唱ふる者多き今日大に誇るべき事實にして歳首の誌上に之を掲ぐるを快とす表彰狀は左の如し

表彰狀

獄の取扱ばかりを調査するのであると誤解する人がある勿論主たる目的はそれに相違ないが其土地の民情風俗習慣を見聞することが又監獄事業と離るべからざる關係を有つて居る、民情風俗習慣の異なるに従つて自然甲監獄と乙監獄との取扱を來すことあるは今更云ふまでもない、監獄の取扱を統一する上から彼監獄では斯ふであるが此監獄は其通にならぬのは怪むべしと云ふことがあるが之に先ちて民情風俗の異なるものなきや否やを知らねばならぬ若し異なるものありとせば必ずしも扱の異なるを是認せぬ譯はさぬ氣候の寒暖に依つて多少扱振の異なるは怪しとせぬのみならず人情風俗習慣も遇囚の上に斟酌することを當然である、否多くの場合人情風俗習慣も氣候と關係を有つては争ふべからざる事である、故に各地の風俗習慣と云ふこと人情と云ふことを一般に知ることが出來たならば至極便利である、そこで全國の風俗人情習慣と云ふものを一目の下に知り得らるゝに何にか蒐集編纂したものがあれば宜いと思ふ、風俗誌とか書報とか偶々見るとはあるが極めて簡單で餘り利益に

一家親睦 上田勝三氏

文久三年十月生

氏は熊本縣下益城郡杉合村に生れ人ト爲り温順敦厚明治二十六年八月大阪府看守トナリ三十七年七月堺分監ニ轉シ精勤ノ譽高ク看守部長タリ上官ヨリ囑望セラル、勿論同僚間ノ交誼極メテ厚ク又部下ニ對シテ甚タ懇切ナリ家族六人ヲ有ス然モ其家庭ノ儼然タル人ヲシテ感賞措ク能ハサラシムルモノアリ由來受クルトコロノ俸給多キニアラス隨テ家計不足勝ナリ故ニ妻あい女ハ之ヲ助ケント宅ニ在リテ足袋ノ裁縫其他ノ内職ニ從事シ共々ニ心ヲ合セ一葉ノ紙片一塊ノ炭屑モ之ヲ苟モセス勤儉力行至ラサルナク而シテ子女ノ教育ニ任ス然レハ長女こと子ハ本年三月首尾克ク界高等女學校ヲ卒業シ女教員トナリ缺勤ナク運刻セス娘盛リノ年頃ナルニモ拘ラス能ク教務ニ勵ミ師弟ノ情極メテ密ナリ次女ひる子ハ高等小學校ニ通學シ其成績見ルヘキモノ亦少カラス今年三歳ノ長男兎氏ハ祖母エ伴ハレ附近

ノ神社佛閣ニ參詣ヲナシ姉妹ヘ學校ヨリ歸リタル後ハ幼兒ヲ勞ハリツ、父母ニ事ヘ甲斐々々シク立働キ互ニ有リシ事共ヲ語り合ヒ打興スル等所謂夫唱婦隨之ノ言ニ背カス父ヘ子ノ爲メニ子ハ父ノ爲ニ其交情實ニ蜜ノ如シ殊ニ姉妹ノ如キハ出入毎ニ必ス禮ヲ以テシ一絲亂レズ其謙直ナル他人ノ金及スヘカラサルモノアリ氏明治三十一年現居住地ニ移轉スルヤ其附近ハ從來貧シキ者多ク隨テ種々ナル事故發生セリ氏ヘ其都度懇切ニ和睦ノ必要ナルコトヲ諭シテ止マサリシカハ漸次其人ト爲リニ感シ周圍ノ關係最モ圓滿ナルヲ得タリト云フ氏ノ心懸ヤ洵ニ奇特トス仍テ興風會會則第一條ニ依リ視箱一個ヲ贈リテ其善行ヲ表彰ス

明治四十一年十二月六日

興風會長 盧相 鳩 駒 次

○世界最大の監獄

最近の米國通信に依れば紐育のライカー島に來る三月一日より建築に着手する筈の一監獄は世界最

大のものなるべしとのことに同島現在の面積は六十三英町(約七萬五千坪)なるが附近の海面を埋立て其二倍以上の地所となし全部監獄敷地に充つるものにして建築費は埋立費の外に八百萬圓を要すべしと云ふ

○貯藏石炭より發火

宮城監獄に於ては客年八月廿九日貯炭所に貯藏せる石炭より自然發火したる事實ありて其狀況等を同監獄より主務省へ報告せし趣なるが専門家の説に依れば元來本邦産出の石炭には硫黄を含有するもの多く殊に磐城炭の如きは最も多量に含有し化學的變化に依り自然發火の危険を見ること必しも稀有なりと云ふべからずとのことなれば大に注意を要することなりと左に宮城監獄典獄の報告を其儘掲げて參考に供す

當監に於ては諸種の燃料に専ら石炭を使用致居候間特に一定の貯藏所を設け藏置致候然るに去る明治四十一年八月二十九日午前十一時頃突然右貯炭所より白煙濛々として立騰るを見る餘りに事急遽

なるを以て一時吏員をして驚愕せしめたるも直ちに消火に着手し時を移さずして鎮火するを得大事に至らざりしは蓋し幸甚に有之候

消火は常備唧筒二臺を用ひ附近に居合せたる掃夫又は土工等を使囑して之れに當らしめ火氣全く消滅の後其原因を檢査せしに初て自發なるを知得致候火氣全く去ると共に其發火原因に就き調査に着手し堆積せる石炭を漸次上層より外部へ移出し地上凡そ尺餘の下層に至り候處其中央部に於て凡そ尺餘硫黄分々解し火熱を發せし痕跡を認むるを得たり右中央部の火熱は漸次に移動し一條の痕跡を印して外部に出て貯炭所の建物木材に觸れ初めて發火せしものに有之候硫黄分々解して火熱を發し漸次他に移動せし痕跡は殆んど薄黄色を呈し明らかに火道を認め得られ候

當時貯炭の數量は凡そ二萬五千貫即ち九噸の磐城塊炭に有之候然るに貯炭所の總坪數は僅かに十五坪なるを以て前記の石炭を藏置せば地上凡う六尺以上に堆積せられ加ふるに右貯炭所は三板張にして唯一方を開放せるか故に空氣の流通素より充

分ならず且つ當地方に於ける當時の氣候は炎熱蒸苦しく空氣亦常に濕潤を帯ひ時々驟雨あり年中最も雨量の多き季節に有之候故に普通米麥の如き物品すら尙且つ濕熱を發する憂あり況んや石炭の如き品質にありては必ずや是等の關係に感染し特に誘發を受けたるものと存候

然れども幸にして是れが爲め多くの損失を招くに至らず火熱を發せし附近の石炭は稍々茶褐色を呈するに至りたるも毫も燃料と爲すに支障なく之れが爲め別に廢棄せしもの無之候貯炭所より發火の概況及其原因に付ては以上の通り有之候而して石炭中より自然に發火する理由に至りては之れを専門家に就き糺すにあらざれば到底正鵠を得るに難く依て尙ほ之れを専門家に依り調査せしに凡そ左記の如き回答を得たる義に有之候

左記

元來本邦産出の石炭中には硫黄を含有するもの多く特殊の工業に使用すべからざるものあり斯の如きものは取扱上自然發火を爲すことなしと云ふべからず就中福島縣産出磐城炭の如きは最

も硫黄に富み普通百分中二分乃至三分若くは夫れ以上に含むものあり此者は鐵と化合して硫化鐵となりて混在す

抑も硫化鐵なるものは空氣中の酸素に接すれば極めて徐々に分解して溫熱を生ず若其際濕氣の存する場合に於ては化學的變化を催進するを以て急劇に働を受くるものなり塵埃木屑等の混在する時に在ては更に其働を助く茲に於て其溫熱を放散し常に冷却する設備を欠くに於ては溫熱は漸次上昇して終に石炭に點火するに至ることあり斯の如き災害は屢々遭遇する事實にして決して稀有の事に屬せず故に此災害を豫防せんと欲せば貯藏の際内部にまで能く空氣の流通する如く疊積し粉炭を去り場所を清潔にし常に乾燥を保つを要す而して茲に分別せし粉炭は危險の程度最も高きものなれば充分なる注意を以て取扱ふべきものなり

○大阪下の宿取締

大阪府にては暖昧下宿なるもの盛に行はれ風紀を

紊すの弊あるより今回府會を以て宿屋營業規則の一部を改正し嚴重に下宿屋を取締ることゝせる由にて其規定に依れば下宿屋は宿泊人にして學生、職工又は勞働者なるときは同一一家屋構内に於て男女を混同宿泊せしむることを得ず但し親族關係を有する監督者と共に宿泊する場合は此の限にあらすどあり随つて學生職工勞働者等を下宿せしむるには男女何れか其一方を限りて下宿せしむべき許可を受けざるべからざることゝなれり時節柄一の好案なりと云ふべし

○凍傷の治療及び豫防方法に付ての調査

毎年冬期に至れば在監者の凍傷に罹る者頗る多く之れが治療并に豫防上に付ては各監獄孰れも苦心する所なるが本省に於ては參考の爲め各監獄に於ける右治療并に豫防方法に付調査せらるゝ趣にて先般各監獄へ左記二項に付調査回報すべき旨照會を發せられたりと云ふ

一凍傷患者に對し施したる治療法中最も有效と

認めたる方法及び其經過并に治療の概要

二凍傷豫防として施したる方法中最も有效と認めたる方法及び其成績の概要

○臨時拳銃携帯の場合

明治四十一年十一月二十七日勅令第二百八十九號を以て監獄官吏に拳銃を携帯せしむる件發布せられ該勅令の第二項に於ける臨時拳銃携帯の場合に付ては明治四十一年十二月二十六日司法省令第三十一等を以て之を定められたるが即ち臨時拳銃を携帯せしむることを得る場合は左の如し

- 一 天災事變のとき
- 二 在監者が人の身體に對して危險なる暴行を爲し又は爲す可き脅迫を加ふるとき
- 三 在監者が危險なる暴行の用に供し得可き物を所持し其放棄を肯せざるとき
- 四 在監者が逃走の目的を以て多衆騷擾するときは
- 五 逃走を企てたる在監者暴行を爲して捕拿を免かれんとし又は制止に従はずして逃走せんとするときは

○指紋押捺に付注意方

指紋原紙押捺済の分各監獄より追々本省へ送付し本省に於ては夫々分類検査中の由なるが指紋の押捺及び記事の不充分なるもの不尠趣にて再調を要すべき分は返戻せらるゝは勿論なるも左記事項は各監獄に通して缺點たるを免れざるを以て此際特に注意すべき欄本省より各監獄典獄へ通牒せられたりと云ふ

注意事項

- 一 原紙裏面ノ受理事項欄ニ於ケル前科ハ違キモノヨリ順次ニ記載スヘキ例ナルニ反對ニ近キモノヨリ記載セ且ソ爾レナク空欄ヲ存シテ續記セサルモノアリ又現ニ執行中ノ刑ニ對スル事項記入ナキモノアリ之ヲ記入スルヲ要ス
- 二 指紋印象ノ鮮明ヲ缺クモノアルモ(創痕其他相當ノ事由アリテ)備考欄ニ何等ノ記載ナキモノアリ
- 三 剥皮ノ爲メ嚴檢ノ鮮明ヲ缺ク場合ハ何故ニ剥皮シタルヤ其由ヲ備考欄ニ記載スルヲ要ス
- 四 職業ノ爲メ剥皮印象鮮明ナラサルモノハ其職業名ヲ記載スルヲ要ス
- 五 印象ノ鮮明ナラサル事由ヲ指紋ノ傍ニ附記スルモノアレトモ必ス備考欄ニ記入スルヲ要ス
- 六 押捺不充分ノ爲メ鮮狀紋ノ腫脹計算又ハ湯狀紋ノ線ヲ追求ス

ルニ由ナキモノ頗ル多シ深ク注意ヲ要ス  
七作成者ニ於テ署名又ハ捺印ヲ爲サシムモノ多數アリ必ス署名  
又ハ捺印スルヲ要ス  
追テ原紙裏面囚人氏名自署欄ニ受刑者ヲシテ自署セシムルニ  
際シ其受刑者カ自署不能ナル場合ハ其不能ナル旨及ヒ其事由  
ヲ記載シ代書ヲ省略スルモ妨ケナシ

### ○新法施行後の懲治人給與

#### 工錢取扱方

懲治人に關しては監獄則に於ける關係規定カ尙ほ  
其效力を有するものなれば懲役人には新法施行後  
と雖ども監獄則第二十二條第二項に依り十分の七  
の工錢を給與すべきは勿論なれども新法の精神に  
則り作業賞與金として取扱ふべき旨先般本省より  
各監獄典獄に通牒せられたりと云ふ

### ○患者日數の改正

客年十二月二十八日司法省訓令第九號を以て患者  
日表を改正し本年一月一日より施行せらるゝこと  
なるが從來の患者日表は病監患者休役患者等の人

員を病名別に之を見ることを得ず甚た不便なるを  
以て之れを改正せらるゝに至りたるものなりと云  
ふ

### ○監獄統計報告様式改正

新法實施に伴ひ自然監獄統計報告様式は改正する  
の必要ありたるものなるが愈本年一月十三日司法  
省訓令第一號を以て之れが改正を發表せられ本年  
分より施行せらるゝことになれり

### ○新法施行上に於ける認可事

#### 項、疑義の問合回答等

典獄中より監獄法、同施行規則に基き申請したる  
ものに對する主務大臣の認可事項及右法令其他の  
疑義等に付問合せれるものに對する主務省の回答  
通牒にして參考となるべき分を監獄局長より各典  
獄に通牒せられたるもの、第三回分は左記の通り  
なりと云ふ

○明治四十一年十一月二十一日監發第二六五〇號

考ス何分ノ御監獄振リ承知致度

○明治四十一年十二月十一日

監丙第一、五六九號 回答

一 身上票ハ名籍原簿ニ代用スヘキ骨子トモ言アヘキモノニシテ刑  
期ノ長短ニ依リ取調ヲ省略スヘカラサルハ勿論或項目ヲ省略ス  
ル等ノ儀モ不相成尤モ罪質、刑期ノ長短又ハ個人ノ關係ニ依リ  
取調事項ニ精粗アルハ事實上已ムテ得サル儀ト思料ス、累犯者  
ニ對シテハ入監ノ都度警察官署其他ニ照會スルニ及ハス舊身分  
帳簿ヲ利用セラル、ハ亦手數ト費用ヲ省略スル一策ト思料ス

○明治四十一年十一月二十一日監發第二、六四九號

字都宮監獄典獄 稟申

一 監獄法第三十三條ニ於テ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタルモノ、衣  
類器具ハ自辨スヘキモノトセラレタルニ付テハ衣類器具ノ差入  
御認可相成度

○明治四十一年十一月二十七日

監丙第一、六〇五號 源藤

一 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對スル衣類器具ノ差入ハ監獄  
法施行規則第四百十三條條書ノ規定ニ準シ典獄限リ許可相成  
支無之木件ニ對シテハ別ニ指令不相成

○明治四十一年十月十六日發松一乙第三九一號

松山監獄典獄 問合

一目下當監拘禁囚ニシテ明治三十九年九月一日官印偽造行使罪ニ  
依リ懲役六年ニ處セラレ執行申明治三十九年九月二十日非常  
特別發法違反ノ罪ニ依リ罰金八百六十七圓十錢ニ處セラタルモ

字都宮監獄典獄 稟申

一 左記物品ハ囚人釋放ノ際必需品ニ付差入御認可相成度

衣類、外套ノ類、履物、足袋、手巾、帽子、風呂敷、靴、雨  
具

女囚ニ限リ娯樂用品

○明治四十一年十一月二十八日

監丙第一、六〇三號

一 認可ス

○明治四十一年十一月十四日大監甲發第一、八二二號  
大阪監獄典獄 問合

一 身分帳簿ノ身上票ハ從來ハ刑期三ヶ月以上又ハ六ヶ月以上ノモ  
ノハ之ヲ調査シ其以下ノモノハ省略スルヲ得ルノ途有之タルニ  
此度ノ御改正ニハ其途無之故ニ如何ニ短期期ノモノト雖モ悉ク  
之ヲ取調ヘサルヲ得サルコト、解釋ス然ルニ御改正ノ身上票ハ  
取調ノ項目多數ニ相成リ就中第十四項以下ハ多クハ警察其他ノ  
取調ヲ待タサレハ單ニ本人ノ申立ノミニテハ確信致シ難キ項目  
ニ有之其他ニモ項目夫レ自ラ右ト同様ノ點無之トセス此等ヲ刑  
期長短ニ論ナク一々取調ヘ其實否ヲ照會スルハ非常ノ手數ニシ  
テ且ツ經費ニモ關係ヲ來ス次第ナレハ六ヶ月以下トカ三ヶ月以  
下トカ之レカ制限ヲ付シ取調ヲ省略スルカ或ハ身上票中本籍、  
宗教、教育、財産、前科、父母、妻子其他親族等最モ必要ノ廉  
ノミ之レヲ調査シ其他或ル項目ハ之ヲ省略スル等ノ儀ハ不相成  
主旨ナルヲ當監ノ如キ多數ノ受刑者ヲ拘禁スル場所ニテハ取扱  
上非常ノ關係ヲ有スルニ付可相成ハ多少省略ノ途ヲ開カレ度思

完納スル能ハサルヲ以テ同年十一月九日經禁二年ノ換刑令命アリ同月十四日換刑執行指撥アリタルモ刑注改正ノ結果右換刑ハ勞務場留置一年ニ變更セリ右等ノ場合ニ於テハ假出獄具申上ニ付明治三十七年二月監一發第四四七號大分監獄典獄令合ニ對シ同年五月監丙第二〇一號監務課長御回答ノ次第モ有之モ左記ノ廢職ニ涉リ決シ兼スルニ付御意見示知致度

一 總務役六年ニ對スル法定ノ期間經過後假出獄上申シ差支ナキヤ

二 假出獄御認可ノ上ハ直ニ勞務場ニ留置シ又何時ニテモ假出獄上申シ差支ナキヤ

三 假出獄御認可ノ上ハ同時ニ假出獄御認可相成度旨ヲ以テ假出獄上申シ差支ナキヤ

四 假出獄同時ニ上申シ差支ナキヤ

○明治四十一年十一月二十四日  
監丙第一、三三三號 回答

一 先ツ總務役ニ對スル假出獄申請シタル後勞務場留置處分ノ執行ヲ開始シ其上假出獄ノ許可ヲ請フノ外無之ト思考ス

○明治四十一年十二月二日監發第一二〇九號

山口監獄典獄 照會

一 釋放セラルヘキ在監者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ノ者ヲ其請求ニ依リ仍ホ在監セシムルコトヲ得ヘキハ監獄法第六十九條ノ明示スル所ナレトモ之ハ顏死等一時已ムテ得サル場合ニ限ル儀ニテ其後後不明ニシテ引取人ナク且旅費ナキ者ノ如キ縱令監内ニ在籍ノ者タリトモ明治三十五年二月二十七日愛媛縣知事何監第一、七六八號ノ第二項ニ對スル同年三月乙第一、三七五

○ハ反テ膨脹スルコト、ナル差支ナキヤ  
○明治四十一年十一月二十五日  
監丙第一、三四九號 回答

一 御意見ノ通

二 御意見ノ通

三 御意見ノ通翌月計算セシトキハ前月ノ日課表中「賞與金計算セサル」延人員ノ欄ヲ抹消シ賞與金計算延人員ノ欄ニ記入シ尙備考トシテ其變更シタル理由ヲ欄外ニ記シ置クコト

四 當月ノ月表ハ御意見ノ通掲記シ翌月ニ至リ就業三十日ニ達シ賞與金ノ計算ヲ爲ス場合ハ翌月ノ月表「賞與金計算延人員」以下五欄内ニ翌月分ト合計記入スルコト

五 前項ノ通ニ付當月ノ月表ニ於テ賞與金計算セサル延人員ハ膨脹スルモ差支ナシ

○明治四十一年十月三十一日監發第一、四九三號  
秋田監獄典獄 照會

一 監獄法施行規則第六十八條第一項仕上高ヲ積算シ一日ノ平均高ト一日ノ科程トヲ對照スルハ當月ノ現實就業セシ日數ニヨリ其仕上高ノ平均ヲ見ル義ナルヤ又ハ疾病、處罰、面會、診斷、取調其他ノ事故ニヨリ缺業セシ時間アルトキハ其缺業時間ヲ積算シ之ヲ加ヘ其月當然就業スヘキ日數(例ハ大祭祝日等ヲ除キタル當月ノ就業スヘキ日數)ニヨリ其平均高ト一日ノ科程トヲ對照シ作業科程ノ了否ヲ定ムヘキヤ

二 第六十八條第二項一月毎ニ其就業時間ヲ積算シ前項ノ例ニ依リ科程ノ了否ヲ定ムルハ當月ノ就業スヘキ日數(大祭祝日等

○明治四十一年十一月十八日  
監丙第一、三三三號 回答

一 仕上高ハ層ニ依リ毎月分ヲ積算シ月ノ中途ニ於テ入監シ若クハ休業、日曜又ハ就業ヲ免セラレタルトキト雖トモ一般ニ其月ノ三十日若クハ三十一日ヲ以テ割リ一日ノ平均高ヲ出シ之ト一日ノ科程トヲ對比シ其了否ヲ定ムヘキモノトス從テ疾病、懲罰、出廷、面會等ニ依リ就業セサル時日アリト雖トモ之ヲ控除スヘキモノニ非ス但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育、教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ其就業時間ニ對スル相當ノ科程ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

二 作業時間ノミヲ以テ科程ト爲ス場合ト雖トモ其了否ハ前項ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス

○明治四十一年十月十二日大監甲發第一、六八八號  
大阪監獄典獄 照會

一 再度御改正ノ身分最薄ニ續込トナルヘキ作業表各欄ノ内ニ科程ノ欄アリ此欄ハ所定ノ一日科程ヲ記スヘキヤ而シテ役業ノ進歩

該地方、監獄兩局長ノ御連罷ニ基キ監獄ヨリ直接監獄所在地ノ市町村長ニ引渡シ行旅病人トシテ取扱フヘキ儀ト思料スルモ又一面ヨリ解スレハ監獄法第六十九條及七十條等ノ規定ニ依リ該通牒ハ自然効力ヲ失ヒタルモノ、如ク考ヘラレ難義決シ兼ヌルニ付何分ノ御回答相煩ハシ度

○明治四十一年十二月十四日  
監丙第一、六六五號 回答

一 前段御意見ノ通りトス

○明治四十一年十一月七日監發第一、二二六號  
長野監獄典獄 照會

一日課表中前月就業日數トアルモ單ニ前月ノミニテハ取扱上不便ナリ右ハ前月迄ト見做シ可然哉

二 初入者ニシテ入監ノ月ノ就業日數三十日未滿ナルモ翌月ニ至リ就業三十日以上トナリ賞與金計算ノ見込アルモノト雖トモ未タ計算セサル入監ノ月ニ於テハ賞與金計算セサル延人員トシ可然哉

三 前項ノ如クナリトセハ翌月三十日ニ達シ計算セシトキハ計算延人員ト變スル筈ナリ差支ナキヤ

四 作業月表ハ翌月ニ至リ賞與金計算ノ見込アルモノト雖トモ當月計算セサルトキハ計算セサル延人員トシテ掲記シ翌月ニ至リ就業三十日ニ達シ賞與金計算ヲ爲ス場合ハ單ニ翌月ノ事實ノミニ付キ調整シ可然哉

五 前項ノ如クナリトセハ未タ就業三十日ニ達セザリシ月ノ月表ハ賞與金計算高及ヒ同延人員ト脱シ賞與金計算セサル延人員

○明治四十一年十一月十八日  
監丙第一、三三三號 回答

一 仕上高ハ層ニ依リ毎月分ヲ積算シ月ノ中途ニ於テ入監シ若クハ休業、日曜又ハ就業ヲ免セラレタルトキト雖トモ一般ニ其月ノ三十日若クハ三十一日ヲ以テ割リ一日ノ平均高ヲ出シ之ト一日ノ科程トヲ對比シ其了否ヲ定ムヘキモノトス從テ疾病、懲罰、出廷、面會等ニ依リ就業セサル時日アリト雖トモ之ヲ控除スヘキモノニ非ス但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育、教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ其就業時間ニ對スル相當ノ科程ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

二 作業時間ノミヲ以テ科程ト爲ス場合ト雖トモ其了否ハ前項ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス

○明治四十一年十月十二日大監甲發第一、六八八號  
大阪監獄典獄 照會

一 再度御改正ノ身分最薄ニ續込トナルヘキ作業表各欄ノ内ニ科程ノ欄アリ此欄ハ所定ノ一日科程ヲ記スヘキヤ而シテ役業ノ進歩

○明治四十一年十一月十八日  
監丙第一、三三三號 回答

一 仕上高ハ層ニ依リ毎月分ヲ積算シ月ノ中途ニ於テ入監シ若クハ休業、日曜又ハ就業ヲ免セラレタルトキト雖トモ一般ニ其月ノ三十日若クハ三十一日ヲ以テ割リ一日ノ平均高ヲ出シ之ト一日ノ科程トヲ對比シ其了否ヲ定ムヘキモノトス從テ疾病、懲罰、出廷、面會等ニ依リ就業セサル時日アリト雖トモ之ヲ控除スヘキモノニ非ス但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育、教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ其就業時間ニ對スル相當ノ科程ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

二 作業時間ノミヲ以テ科程ト爲ス場合ト雖トモ其了否ハ前項ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス

○明治四十一年十月十二日大監甲發第一、六八八號  
大阪監獄典獄 照會

一 再度御改正ノ身分最薄ニ續込トナルヘキ作業表各欄ノ内ニ科程ノ欄アリ此欄ハ所定ノ一日科程ヲ記スヘキヤ而シテ役業ノ進歩

○明治四十一年十一月十八日  
監丙第一、三三三號 回答

一 仕上高ハ層ニ依リ毎月分ヲ積算シ月ノ中途ニ於テ入監シ若クハ休業、日曜又ハ就業ヲ免セラレタルトキト雖トモ一般ニ其月ノ三十日若クハ三十一日ヲ以テ割リ一日ノ平均高ヲ出シ之ト一日ノ科程トヲ對比シ其了否ヲ定ムヘキモノトス從テ疾病、懲罰、出廷、面會等ニ依リ就業セサル時日アリト雖トモ之ヲ控除スヘキモノニ非ス但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育、教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ其就業時間ニ對スル相當ノ科程ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

二 作業時間ノミヲ以テ科程ト爲ス場合ト雖トモ其了否ハ前項ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス

○明治四十一年十月十二日大監甲發第一、六八八號  
大阪監獄典獄 照會

一 再度御改正ノ身分最薄ニ續込トナルヘキ作業表各欄ノ内ニ科程ノ欄アリ此欄ハ所定ノ一日科程ヲ記スヘキヤ而シテ役業ノ進歩

○明治四十一年十一月十八日  
監丙第一、三三三號 回答

一 仕上高ハ層ニ依リ毎月分ヲ積算シ月ノ中途ニ於テ入監シ若クハ休業、日曜又ハ就業ヲ免セラレタルトキト雖トモ一般ニ其月ノ三十日若クハ三十一日ヲ以テ割リ一日ノ平均高ヲ出シ之ト一日ノ科程トヲ對比シ其了否ヲ定ムヘキモノトス從テ疾病、懲罰、出廷、面會等ニ依リ就業セサル時日アリト雖トモ之ヲ控除スヘキモノニ非ス但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育、教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ其就業時間ニ對スル相當ノ科程ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

二 作業時間ノミヲ以テ科程ト爲ス場合ト雖トモ其了否ハ前項ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス

○明治四十一年十月十二日大監甲發第一、六八八號  
大阪監獄典獄 照會

一 再度御改正ノ身分最薄ニ續込トナルヘキ作業表各欄ノ内ニ科程ノ欄アリ此欄ハ所定ノ一日科程ヲ記スヘキヤ而シテ役業ノ進歩

又ハ退歩ノ時ハ之レニ對スル役業ノ仕上ケ步合假令ハ八歩以上  
 トカ或ハ五歩以下ト云カ如キ異同ノアリシ場合ハ科程欄ニ其步  
 合ナモ記シ備考ニ步合増減ノ事由ヲ記スヘキ取扱ニテ可然哉又  
 同表ニ業名ト細目ノ欄アリ其細目タルヤ一業ニシテ數細目アリ  
 就中當監ノ如キハ紙細工、角爪細工ノ如キ業種ニ數細目アリテ  
 素品ノ都合又ハ受賃人ノ注文ニヨリ細目變更度々アリ甚シキハ  
 午前ニモ變更シ又午後ニモ變更セザルヲ得サル場合抄トセス其  
 都度細目ノ記入チナスハ頗ル繁雜ニシテ到底行ハレ難キ事ト思  
 考ス

○明治四十一年十月二十三日

監丙第一、二一〇號 回答

一科程ノ欄ニハ一日分科程ヲ記シ作業ノ仕上歩合ハ記入ニ及ハス  
 又細目ノ欄ニハ變更ノ都度其細目ヲ記入スヘキ答ナリ

○明治四十一年十二月五日監發第一、〇九八號

購所監獄 問合

一科程ヲ定メ難キ業即炊夫雜役夫等ニ係ル未熟者ノ科程ノ了否ニ  
 付試ニ近府縣監獄ノ取扱振ヲ問合セ候處甲監獄ハ一定ノ時間内  
 就業セハ終了セシモノト爲シ乙監獄ハ之ニ反シ普通一人前ノ働  
 ナ爲シ得サルモノナルカ故ニ之ヲ了セザルモノナリト爲ス等其  
 取扱區々ニ添ル云々

○明治四十一年十二月十二日

監丙第一、六六〇號 回答

一甲監獄ノ取扱振ニテ可然

○明治四十一年十二月十四日監三發第二一五號

前橋監獄典獄 問合

一客月監甲第八五四號御通際ニ依レハ監獄法施行規則第七十條第  
 一號第三號共ニ其期間ヲ經過シタルトキハ最前不計算ノ日數ニ  
 溯リテ更ニ之カ計算ヲ爲スコトニ解釋セザル果シテ然ラハ就業  
 三十日ニ滿チ又ハ累犯懲役因ニシテ三ヶ月ヲ經過シタルトキハ  
 曩キニ計算ヲ爲サ、リシ就業日(不計算ノ三十日若クハ三ヶ月  
 ノ日數)ニ對シテ迄更ニ計算ヲ爲リ、ル可カラサルコト、セハ  
 施行規則第七十條第一號第三號ハ全ク其日數ヲ控除スルニアラ  
 スシテ其間計算ヲ停止スルニ過キサルコト、ナル如何

○明治四十一年十二月二十日

監丙第一、七二〇號 回答

一右ハ就業三十日ニ滿タサル者ノ作業賞與金計算時期ヲ指示シメ  
 ルモノニシテ累犯ノ懲役因ハ入監後三ヶ月ヲ經過セザル間ニ於  
 ケル就業數ニ對シテハ作業賞與金ヲ計算スルヲ得スト雖モ右就  
 業ノ日數ハ三ヶ月經過後ニ於テ規則第七十條第三號ノ就業三十  
 日ニ滿ツルヤ否ヲ算出スルニハ之ヲ通算スル意ニシテ單ニ之ヲ  
 日數ニ加算スルニ過キス溯リテ賞與金ノ計算ヲ爲ス義ニアラス

叙任及辭令

給四級俸  
 依願免本官

(高松) 看守長 進藤 正直  
 (樺太) 看守長 森 熊四郎

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ依職ヲ命ス

任看守長 八級俸 (函館) 看守長 赤石元五郎

任看守長 八級俸 (宮城) 看守長 齊藤 慶三

任看守長 八級俸 (山口) 監獄詰ヲ命ス (宮崎) 監獄醫 柏木直九郎

任看守長 八級俸 (東京) 監獄詰ヲ命ス (宮城) 看守長 八十島乙助

任看守長 八級俸 (新潟) 監獄詰ヲ命ス (關) 看守長 關 毅

任看守長 八級俸 (靜岡) 監獄詰ヲ命ス (濱松) 看守長 宮崎 徳安

任看守長 八級俸 (高松) 看守長 中村 時夫

任看守長 八級俸 (高松) 看守長 稻田金之助

任看守長 八級俸 (前) (高松) 看守長 水 田 茂

任看守長 八級俸 (新七級俸) (福島) 看守長 染 田 朝 近

任看守長 八級俸 (依願免本官) (宇都宮) 看守長 羽 村 就 久

任看守長 八級俸 (新潟) 監獄詰ヲ命ス (長岡) 看守長 宮 井 玉 藏

任看守長 八級俸 (新潟) 監獄詰ヲ命ス (新潟) 看守長 鈴木 重 靜

任看守長 八級俸 (文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ依職ヲ命ス) (熊本) 看守長 前田 俊 太郎

任看守長 八級俸 (米 原 純 五級俸ヲ給ス)

任看守長 八級俸 (宮城) 看守長 大木 一郎

任看守長 八級俸 (大阪) 看守長 青 山 薫

任看守長 八級俸 (岡山) 看守長 浦 上 廣 作

任看守長 八級俸 (大坂) 看守長 青 山 薫

任看守長 八級俸 (岡山) 看守長 浦 上 廣 作

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ依職ヲ命ス

宮城監獄古川分監長ヲ命ス (宮城) 看守長 氏家 孝 太郎

三級俸ヲ給ス (集鴨) 看守長 高橋 修 二郎

各 通 (堀川) 看守長 青木 政 生

(十勝) 看守長 大沼 安 吉

(小菅) 看守長 木 島 正 三

(福島) 看守長 越路 代 次 郎

(郡岡) 看守長 三浦 義 英

(高松) 看守長 寺島 靜 次 郎

(奈良) 看守長 尾木 安 太 郎

(集鴨) 看守長 田中正 五 郎

(網走) 看守長 鈴木 正 三

(和歌山) 看守長 佐瀬 庄 三 郎

(市谷) 看守長 三輪 榮 太 郎

(集鴨) 看守長 坂 井 洵

(甲府) 看守長 齋藤 安 太 郎

(小菅) 看守長 十河 政 之

(小菅) 看守長 蘭 平 田 彦 次 郎

(堀川) 看守長 松木 正 右 衛 門

(金澤) 看守長 黒田 源 太 郎

(大阪) 看守長 青 山 薫

(岡山) 看守長 浦 上 廣 作

六級俸ヲ給ス

- (宮城) 看守長 秋元源次郎
- (松山) 看守長 加藤利正
- (福島) 看守長 谷山景命
- (甲府) 看守長 近藤直定
- (綱走) 看守長 毛利藤三
- (奈良) 看守長 正田萬次郎
- (宮城) 看守長 坂本衍吉
- (山形) 看守長 酒井順長
- (福岡) 看守長 白井從義
- (巢鴨) 看守長 森口幸之助
- (京都) 看守長 洲澤豊郷
- (長崎) 看守長 原口彌市
- (長崎) 看守長 長山又四郎
- (京都) 看守長 松野真太郎
- (京都) 監獄通譯 金子鹿之助
- (東京) 監獄通譯 水野文太郎
- (前橋) 看守長 徳江鶴太郎
- (高知) 看守長 木戸百次郎
- (高知) 看守長 小崎伊織
- (高知) 看守長 弘光忠誠
- (横濱) 看守長 宮久澤孝行
- (横濱) 看守長 桐貝國太郎
- (札幌) 看守長 高杉林次郎

七級俸ヲ給ス

月俸二十八圓ヲ給ス

- (鳥取) 看守長 中西信徹
- (鳥取) 看守長 中原伸太郎
- (福井) 看守長 青山喜助
- (静岡) 看守長 澤津卯之吉
- (前橋) 看守長 酒井二郎
- (鳥取) 看守長 箕島文太郎
- (山形) 看守長 飯島藤作
- (鹿兒島) 看守長 中島新吉
- (福岡) 看守長 松山邦助
- (福岡) 看守長 岡熊一
- (鹿兒島) 看守長 鎌田政邦
- (和歌山) 看守長 葛籬瀧藏
- (金澤) 看守長 和田貞信
- (横濱) 看守長 田中鶴
- (横濱) 看守長 小守光太
- (横濱) 看守長 川添敬三
- (盛岡) 看守長 大渡市太郎
- (熊本) 看守長 安藤門記
- (熊本) 看守長 工藤一喜
- (奈良) 看守長 水村房吉
- (富山) 看守長 稻垣兼太郎
- (宇都宮) 看守長 小野口小彌太

各通

月俸二十七圓ヲ給ス

月俸二十六圓ヲ給ス

- (大阪) 看守長 古川利徳
- (青森) 看守長 伊勢谷五郎三郎
- (山口) 看守長 藤永助作
- (大阪) 看守長 吉松利寅
- (神戸) 看守長 田村達太
- (神戸) 看守長 阿部智彦
- (神戸) 看守長 井口金次郎
- (新潟) 看守長 吉田唯彌
- (東京) 看守長 安松貫
- (福岡) 看守長 納富雄次郎
- (福岡) 看守長 重松勸之助
- (福岡) 看守長 山本龍起
- (福岡) 看守長 安東那男
- (三池) 看守長 塚本八十松
- (三池) 看守長 金田忠保
- (三池) 看守長 永吉鹿太郎
- (巢鴨) 看守長 山口智信
- (名古屋) 看守長 武田又市
- (名古屋) 看守長 土屋清夫
- (名古屋) 看守長 牛文一郎
- (松江) 看守長 日高新
- (東京) 看守長 小林健三郎
- (福岡) 看守長 徳永梅太郎
- (東京) 看守長 齋藤敬二
- (青森) 看守長 笹森堅造
- (長崎) 看守長 矢内金勝
- (奈良) 看守長 辻乙松
- (山口) 看守長 津森平太郎
- (山口) 看守長 原田光真
- (山口) 看守長 宮重彦助
- (山口) 看守長 吉田信二良
- (宇都宮) 看守長 大曾根吉太郎
- (安濃津) 看守長 小坂平次郎
- (安濃津) 看守長 中山吉四郎
- (神戸) 看守長 勝谷長之助
- (堀川) 看守長 石坂静治
- (市谷) 看守長 長崎通義
- (市谷) 看守長 長谷川鐘太郎
- (松山) 看守長 石田甚太郎
- (安濃津) 看守長 小野寺彌七
- (鹿兒島) 看守長 原田純清
- (市谷) 看守長 高橋金四郎
- (静岡) 看守長 栗原定吉
- (前橋) 看守長 藤井藤藏
- (奈良) 看守長 長東純吉
- (佐賀) 看守長 古川竹一

八級俸ヲ給ス

- (札幌) 看守長 竹内眞道
- (網走) 看守長 駒澤和太郎
- (横濱) 看守長 柴田吉藏
- (青森) 看守長 田邊稻太郎
- (福岡) 看守長 興田惇夫
- (奈良) 看守長 松濤 玄
- (長崎) 看守長 吉島士太郎
- (長崎) 看守長 眞方友吉
- (宮崎) 看守長 鈴木健一
- (十勝) 看守長 山下豊松
- (十勝) 看守長 白井猪之助
- (十勝) 看守長 豎山龍次郎
- (膳所) 看守長 山本信太郎
- (小菅) 看守長 澤田利喜三
- (小菅) 看守長 瀧澤 圓次
- (福岡) 看守長 藤井武利
- (長崎) 看守長 戸田作造
- (網走) 看守長 田淵正輝
- (市谷) 監獄技手 大岡鐵太郎
- (山口) 看守長 香川幾之進
- (新潟) 看守長 若松駒五郎
- (新潟) 看守長 前田徳三郎
- (東京) 看守長 渡部誠一郎

月俸二十四圓ヲ給ス

月俸二十三圓ヲ給ス

- (東京) 看守長 水 樽松
- (佐賀) 看守長 山口増藏
- (樺戸) 看守長 山崎野武藏
- (福井) 看守長 佐藤鉄太郎
- (膳所) 看守長 吉村信孝
- (高松) 看守長 中島直人
- (網走) 看守長 水谷勝也
- (宇都宮) 看守長 柏原堅十
- (札幌) 看守長 金田久吉
- (市谷) 看守長 淺野倉吉
- (札幌) 看守長 能登谷 操
- (長崎) 看守長 今吉助左衛門
- (長崎) 看守長 戸田彌三郎
- (青森) 看守長 室谷儀兵衛
- (佐賀) 看守長 馬場治作
- (盛岡) 看守長 川村次郎
- (青森) 看守長 西村金五郎
- (岡山) 看守長 堀 一郎平
- (富山) 看守長 小林銀三郎
- (甲府) 看守長 雨宮錠吉
- (東京) 看守長 西岡三郎

月俸二十一圓ヲ給ス  
 九級俸ヲ給ス  
 月俸十九圓ヲ給ス  
 任司法技手兼看守長給六級俸  
 任司法技手兼看守長給七級俸  
 任司法技手兼看守長給七級俸  
 任司法技手兼看守長給七級俸  
 (安濃津) 看守長 小坂平次郎

### 監獄協會記事

#### ○事業の發展

韓國政府管下の監獄は昨春以來本邦専門家の手に改訂せられつゝある折柄本協會は同國監獄當局者と提携するの必要を認め曩に法部書記官神野忠武氏に交渉する處ありたるに同氏より快諾せられ且つ同國監獄に職を奉ずる日本人の殆ど全部は本協會員に加盟する旨回答ありたるを以て本協會は同國各典獄に地方部長を囑託するに決定せり其氏名左の如し

京城監獄

典獄 神尾虎之助

平壤監獄 典獄 三井久陽  
 大邱監獄 典獄 富山要次郎  
 海州監獄 典獄 芋川正義  
 光州監獄 典獄 古垣宗次郎  
 公州監獄 典獄 山田虎一郎  
 晋州監獄 典獄 松村政記  
 咸興監獄 典獄 諏訪善太郎

因に以上の外本邦現任看守長にして韓國政府に聘用せられ現に法部管下に職を奉ずるは左の諸氏なり

法部 中橋政吉 中村信男  
 安永三四郎  
 京畿監獄 國分萬次郎 清原孝太郎  
 不動藤太郎  
 平壤監獄 永田包雄 西村廉毅  
 上野 肥後盛至 平野彌吉  
 海州監獄 本山留五郎 河原友次郎  
 光州監獄 多田 関 三上哲丸  
 柳原八十吉

公州監獄 中村久馨 鈴木門平  
 奥井太郎  
 晋州監獄 布村茂隆  
 威興監獄 眞金九十九

○茶話會

例に依り舊臘十二月十二日茶話會を開き午後二時より谷田參事官の假出獄に就ての講演あり假出獄に關する各國の法令學者實務家の意見を紹介し假出獄に關する吾法令を援引し假出獄を許すべき條件を論じたるものにて實務家の參考すべき好資料なり同講演の速記は同氏の校閲を経て逐次登載する筈にて本號に掲載せるは其一分なり空しく看過せざらんことを望む同日の來會者左の如し

大草東三郎 櫻田恒藏 岩崎重次郎  
 須藤伊平 淺野龜吉 河内憲一  
 吉野徳市 北村貞造 山内末吉  
 酒野純孝 逸見祐之助 長谷川鐘太郎  
 河井二郎 徳田松次郎 木村義平  
 田村常六 安立守一 松本喜十郎  
 坂井 白井勇松 島田榮造

富永實文 金澤公炳 松隈房吉  
 木島正三 蘭平田彦次郎 深澤壽久  
 鈴木伊藏 龜山鈴太郎 龜宮祐昭  
 綠川長四郎 三輪業太郎 兒島三郎  
 徳富織江 淺田廣輔 齋藤廣清  
 新美鶴吉 佐々木俊翁 刈谷能三  
 波邊銀子 新井道之助 加藤龍次  
 村田米藏 多田正廣 西元龍拳  
 榎田竹造 永田直之丞 武田仁恕  
 香川又二郎 眞野胤珍 藤澤正啓  
 畑一岳 眞木 壽 谷田三郎  
 山上義雄  
 小山温

免因保護事業講習會

(保護實驗)

此度非常なる私が貴重なる講習の時間の幾分を割いて與へられまして、聊か經驗する所を御話するやうになりましたことは、實は誠に光榮の至りではありますけれども私には非常なる苦痛であります如何いたさうかと躊躇いたしましたけれども、切なる御沙汰もあり、又自分の考へとしても諸君と共に研究の問題とでも申しませうか、免に角其材料を提出いたしましたして將來に向つてそれに付て御互に研究するやうに致しましたならば、私も共に其利益を得ることであらうと思ひました故に、自ら憚らず敢て茲に出ましたやうな譯でございます。

與 獄 有 馬 四 郎 助 君

私が非常に苦痛に感じましたことに付きましたは申上げるまでもございませぬが、外でない、實地の經驗談を申上げるやうにといふことでございますけれども、其實地經驗なるものは此中には私よりも兄さん株であつて、非常に經驗を積んで居る、方が御在んなさるのでありますから、私共其弟分たつて仕舞ふだらうと思つたからであります、併し又前にも申上げるやうに後進者でありますけれども、無遠慮に聊か感じて居ることを御質問旁々茲に提出することに致したいと思ふたのであります。此免因保護事業に付きましたは定義と申しませうか、或は其他の方法等に付きては、學者方の執らるゝ所が非常に懇切でありまして、詳細を盡して居る今日である、多くの人は未だ此問題に興味を持つことが少いとは申しまして、多少此事業に志を持つて居る所の人々に取りましては餘り新しい問題で

はなくして、今更初より色々の學説を聞くといふことは餘り其必要がなかつたであらう、即ち今日は討論終結の時代である、言換へればもう議論の時代ではなくして實行の時代になつて居るのであるまいかと私は思つて居るのであります、そこで其實行といふ段になりましてから如何であるかと云ふと御承知の如く困難であつて、是からが私共は實に實戰場、今までは演習であつたけれども、今度は眞劍の戰場に踏入る譯でありますから、力を致す點に於て今までは同様の論でないといふことは明かなことであらうと思ひます、言ふことは易くして行ふことの難いといふことは如何なる事にも何れの場合にも附着て居ることでありますが、殊に此保護事業に存するといふことを感ずるのであります。實際其局に當つて十人十色と申すやうな、其人々の性狀如何に適應して、本當の保護の意味に適ふ所の實を擧げやうと致しますならば、なか／＼是は容易なことではないので其點に付ては我々の實驗する所に依つて議論するまでもない所であります。

是までの我々が學者連より承つて居る所の理論を、今後は之を活用して行かなければならぬ時代になつて居るのであります、さて活用といふことが如何にむづかしいことであるかといふことは、我々は茲に思ひ起すだに實に容易い心持を持つ譯にいかぬのである、總ての原理を編み出すとか方案を立てるとか云ふことは困難であるかも知れない、併ながら之を實際に應用するといふ點に至つては更に困難なるものがある、従て其局に當る所の者が充分なる注意と熱心と實驗といふものを持つに非ざれば其功を收むることは出来ぬであらうと思ふのであります、外の事は辛き識らず、どうも此保護事業のことに付きましては特に實際の應用といふことに至つて非常に其人の方備を要するといふことを私は感ずるのであります、一體御承知の如く有の儘のことを申しますならば、此慈善事業なるものはどちらかと申しますると割の悪い仕事であつて、それが爲めに今日の所謂氣の利いたる才子達は顧みないことである、即ち其中の免因保護事業の如きは殊に多くの人の餘り手を附けない所でありまし

て、而して之に當る所の人は先づ凡庸の人である先づ融通の利かない、世の中では所謂捨てらるゝといふやうな側に立つ所の人で、物好に之をやるべきものだ、世間の一般からは評價を附けられて居りせぬかと思ふのであります、是は從來の事に付て私の考を述べるに外ならぬのであります、今後に於てはさうでないことは勿論であります、今回の講習に付きましてそれ等の弊害は充分削除せられまして、今後に至つて充分なる發達を見ることは諸君と共に期して待つべきことであり、又喜ばしきことであらうと思つて居るのであります、去ながら是まで世人一般が保護事業を見ますること、其當局者の評價いたしますることが此の如くあつた所以のものは、是は誰の罪であるかと申しますのに、或はそれに付ては幾らも見やうはございませう、社會の罪であるか、或は當局者の罪であるか、必ず相當に論すべきものがあると思ひますが、併ながら今更に之を論すべき必要はありませんはなるまいと思ふのであります、茲に深く自省いたしまして、果して今後此困難なる事業の要求に對して、我々が充し得る所の要求であるかないかといふことを自問自答して然るべきことであらうと思ふ、然らざれば私共自ら修養を怠りまして、知らず識らずの間に其答でないといふことに陥ることがないといふことを保し難いであらうと思ふのであります。

前に申します如く、是は私の見やうが當つて居るか居らぬか知らぬけれども、先づ凡庸な、氣の利かない、融通の利かない、極言致しますれば、病的に勉強する精神家と申しませうか、殆ど常識を缺いたるかの如き人物が突飛にも斯ういふ仕事をやらかすといふやうに、世間の人が見てさういふ人が適當するかの如き考を持つて居ると云ふことは多少の事實がありはしなかつたらうかと私は思ふのであります、私共は今後に於て決してさういふものでなくして、是は普通の凡庸の頭よりもより以上の賢明なる頭を持つて、又寛大なる頭を持つて、且つ周密なる頭を以て經營すべきものである、然らざ

れば其效の無いものであるといふことを證據立つるには、御互の肩の上に存する所の責務ではあるまいかと思ふのであります、それに付て彼は論ずるまでもございませぬが、要するに活ける所の人間、殊に刑余の人は御承知の如く七癖も八癖も其上にも一種の傾を持つて居る所の可憐なる同胞である、其同胞に對して此者が保護者となりまして、而して其人々の性狀に適應いたしまして、保護救済の方法を執らうとすることは、到底是は机上の一片の學說其儘でいかぬといふことは論の無いことではあるまいかと思ひます、是は私も多少の經驗を持つて居りますが、殊に經驗に富まれる所の方々はなか／＼理窟通りには人間といふものはいかぬものだと思ふことを御考が御在んなさること、信じて居る、種々の癖のある者に出會つて、斯うもしたならばア、もしたならば、品を換へ手を換へてもなか／＼いかぬといふやうな難物に御遇ひなすつたことであらうと思へます、是は御互に初より豫算の中に置くべきことで、なか／＼尋常一樣的學說其物で行くやうなものでなくして、頗る其間に應用の妙を得て居る所の力備を要する、餘程其處に頭を要することであることを御互に深く覺悟して居らなければなるまいと思つて居るのでございます。

之を要するに、敢て學者先生方の説を汚す譯でもなく、輕んずる譯でもないけれども併ながら最も我々に適當なる先生は何であるかと申しますならば、私はそれは即ち御互が實際に打附かりまして、幾度も遭遇せる失敗其物が即ち我々の良教師であると思は斯ふ言ひたいのであります、どうも失敗といふことは何人も避けたいことであつて、此深い經驗は餘り歓迎したくない、併ながら其深い經驗なるものが、遠慮なく申しますといふと、確に是は百人の博士の講義に優りて、遙に有力なる我に取つては科程であることを失はないと、私は申したのであります、果してさういふものでございますならば、我々は最初から失敗といふことを恐れて、さうして又失敗といふことが我々の不名譽であるといふことの誤を認めて居るやうなことでは、逆も私共は此事業で成功するといふことは出来ぬだらう

と思ひます、斯く申しさすると語に少しく弊がございまして、言ひたくはないことであるけれども、併ながら成功の彼岸に達しやうと致しませぬには、どうしても失敗といふものを歓迎する所の膽力と確信がなければなるまいと思ふ、私共が申すまでもなく古來大事業を爲した所の人々は何が教へたかと申しますると、皆失敗が教へて居る失敗なくして事の成功したるものは大事業家になんと思ふ、偉人の偉人たる所以は其失敗したることを恐れざるに在る、多くは俗人の恐るゝ所の失敗である、失敗といふことを無上の不名譽と思つて、遂に凡庸の者は失敗に齟齬として恐れて倒れて仕舞ふといふことが常でございまして、保護事業に當る所の有志の方は、或意味に於ては本當の偉人の態度がなくては出ぬと思ふのでございまして、言葉が少し壯大のやうではございませぬけれども、併ながら此事業の本當の困難なる所の敵に打勝ちまして成功しやうとするには、名ある所の偉人といふことは出来ぬかも知れぬけれども、無名の英雄若くは偉人といふことは確に言ひ得るであらうと思ふのでございまして、斯様に論じ來りますといふと、之を聽かるゝ方々に於ては、直ちにそれは無謀無策なる保護事業だと思ひます、御判断になるかも知れませぬ、それは私の心概とする所であつて、私の諸君に望む所は、其無謀無策といふ中に在つて自ら其處に謀事あり、策ありといふ所の意味を取らせられむことを望む譯でありまして、是より聊か自ら戒めと致し、方針と致し、又教訓と致して居る所の要點に付きまして少しく述べて見たいと思ふのであります、是は誠に平凡なことであらうと思ひます、所謂鳥のカー／＼、犬のワン／＼でも申しませうか、誠に平凡なことに過ぎまいと思ひます、どうか暫く忍んで御清聴あらむことを望むのであります。

### 第一 彼等をして彼等自身を教育せしむること

教育せしむること、書きましたから、保護事業に關係ないやうなことを申上げるやうでございませぬけれども、併ながら皆様に御異議のないこと、信する、何となれば保護事業は教育の意味を含んで居ら

なければ本當に事業を成就させることの出来ないことは明でありまして、而して其保護の目的を達しやうとするには、どうしても依頼心を取つて仕舞ふといふことは、假染にも私共の保護の總ての方法や總ての場合に於て忘れてはならぬことであらうと思つて居るのであります、故に彼等自身が總てに當りまして失敗もするだらうし、或は成功もするだらうし、兎に角己の爲すことに依つて己自身を教育するといふことが、終に彼等をして自ら立つに至らしめる所の最良の手段であるといふことを私は信するのであります、動もすれば保護といふ名にかおれまして、何でも世話をして、ちよつと轉んだならば直ぐに手を取つて引起すといふやうな考を持つといふことは免れないことやうに私は思ひます、賢き父母達が本當に己の子供を教育しやうと思つたならば、御承知の如く其子供をして自ら立たしめるといふことを常に注意する、物をしくぢつても或事に躑躅しても、先づ手を拱いて彼の爲すが儘に放任するといふことは是は最も宜しきを得たる教育法であるといふことは議論はないが、其如く私共が彼等に接しまするに付ても、爰は餘程注意いたしませぬと彼等をして益々依頼心を助長せしむる虞れがあるから、斯ういふことは注意すべきことであると思ひます。

## 第二 保護事業も後方勤務と戦闘勤務との區別を立て、戦はざれば必ず敗戦に歸す

後方勤務は申すまでもない色々仕送りをして、戦闘線に立つ所の人をして元氣を失はしめざるやうにやる所の勤務であつて、保護事業に付きましても精神上の戦闘といふものは御承知の通り非常なものであるからして、其戦闘に立つ所のものがサー今夜はどういふ風にして飯を食はさうか、明日はどうしてやらうか、着物はどうしやうかといふやうに始終心配を致しまして、さうして両面に亘つて働かなければならぬといふやうなことは、是は随分無理なるやり方でありまして、私はさういふ事柄では不可能の無理を責める所の事柄であります、故に成功がないといふことを信じ、且つ聊か實驗する者であります、所が御承知の如く今日の不完全なる社會では、どうしても餘義なくして後方の方面に

立たなければならぬといふやうな有様を呈して居りまして、此點に付ては諸君と共に甚だ遺憾とする所でありまして、去ながら今後に於ては何と此點に付て世の識者の注意も喚起するやうに致しまして、方法を茲に立てなければならぬまいかと私は思ふのであります、即ち此局に當る所の人に向つては、少しも内に顧みる、後ろに顧みるの心配なくして、さうして唯幕然に彼等保護者の爲めに保護の方法を立て、彼等を誘掖することに全心全力を注ぐやうにならなければ逆も行ける仕事でない、諄々しく申すまでもないが、此兩方の方面に附いて居るやうなことでありましたならば、是は保護の事業に従事する御互が死んで仕舞ふ、さう人間が續くものでないから、放蕩息子一人持つて居る親が其放蕩息子の始末に困つて居る、それに加ふるに一面に於ては如何にして衣食の道を得やうかといふ心配がありましたならば、限ある人間が續くものでない、申すまでもなく此慈善事業に従事する人々が始終青い顔色をして、頬の肉ははけて、一見して如何にも物相な顔をして居るといふやうな評を世間の人から受けるのは、是は我々の責任ではない、是は社會が冷遇するからさういふ風にならざるを得ぬのであつて、此點に付ては少しく事が俗になるやうであります、さうか後方勤務といふことを裕にして、當局者が戦闘線に立つて奮闘するやうにしてやらなければならぬ、斯ういふ考を持つて居る、それで私も聊ながら此保護事業をあらでやつて居りまするに對しましても、茲に見る所がありますから、私は専ら後方勤務に當つて居る、さうして當局者の方には成べくさういふことを心配させぬやうに、充分やつて呉れといふやうに勢を附けてやらして居るといふ實況であります、さういふ譯であるから先刻申上げた如く、私が直接に實驗したることは誠に哀なものであります、私の立場として先づ私は後方勤務といふことから戦闘線を眺めた所の場合が多いのであります。

第三 保護事業の成功に人格の活用なるは今更論を俟たず、論を俟たずと雖も寧ろ此點に反省する人の少くして、而も金力と實験とのみに關心焦慮する人の多きを憂ふべけれ

是は彼是辯を弄するまでもございませぬが實に皆様も御同感ではあるまいかと思ひますが、百も二百も人格の必要であることは議論はない、ないけれども實際を見渡す時は如何でありませうか、斯く申す私自身が動もすれば此人格といふ方の修養問題に怠り勝でありまして、溜池を築いて又元に水を返すといふやうなことを始終やつて居るのであります、是は深く我々の心底に蟠つゝ居る所の一つの病原である、即ち其病原は金力と方法といふものがうまく往けばどうか此仕事が成功せらるゝ、であらうといふやうな迷信を矢張り持つて居るやうに思ふ、勿論斯く申したとて金力と方法とは何ものも出来ぬと申上げるのではない、唯本末の順序を申上げるのであります、さうなると御互に人格は疎かに出来ぬ、總ての人格の根本は……人格といふことは誰でも知つて居る、世間から見られて、いふ様では思ひも依らずと云つたやうに、總ての點が低くて、話をしても分らない、窮窟で物の融通が利かぬといふやうな、さういふ低い所のものであつては、第一世間の信用もいりませんが、實際の所其事業の成功は覺えないと云ふて宜しいと私は信するのであります、懲役に行つて出て來た位の間であるから、さう手ヲ掛けてやらぬて宜しい目カチでも跛足でも何でも宜からうといふやうな譯で、兎角さういふことを軽く視て仕舞ふといふことが今日の弊ではありますまいか、私はさうではないと思ふ、社會の段々見識が進んで參りますれば、今日のやうな有様では無論なからうと思ふ、どうして此事業こそ人の風上に立つべき所の立派な人間、其立派な人格を以て當らなければならぬものであるといふことを社會も認めて來るだらうし、又當局者自身も大に其點を感じて來るだらうと信するのであります、御互に此事業を貫くするに非ざれば充分に人格を上げるといふことは出来ぬから、此點に向つて大に努めなければならぬと感じて居るのであります。

第四 知ることゝ行ふことゝは全く別物にして、而も其間の徑庭や少々に非ず、然るに往々にして保護事業の學說と知識とに達したりとて、早くも自ら此業の卒業生の名譽を專にせんとするは思

はざるの甚しきものなり

私は此點に付て斯う感じて居るのであります、どんなおいしさうな物でも甜めたばかりでは何の役にも立たない、之を手を取つて口に味はうて始めて味ひが分り、身體を養ふものである、それと同じこととて、物の道理を聞いて之を頭の中で知つたといふ丈けでは、丁度旨い物を甜めたと同じやうな譯であるに拘らず、もう既に知るといふことでは云へぬと私は思ふ、世の中の人は此段階は誠に見易い道理といふなら學者はそれで宜いかも知れぬ、併ながら苟も其實務に當つて生き甲斐ある所の人間らしき暮しをしやうといふならば、學者は人間らしくないといふのではない、けれども本當に生き甲斐あることを以て生涯を送らうと思ふならば、知るといふことは價值がない、どうしても行ふといふことに價值がある、是は寔に賭易き道理ではありますけれども、多くの人は唯知るといふことを以て足れりとして、名譽は其處に充たせりと思ふ、のみならず世間の人も物知りといふ其一點に對して非常な尊敬を拂ふ尊敬を拂ふのも宜しいけれども、過大なる尊敬を拂ふ、けれども物識りばかりでは何にもならぬ、矢張りどうも行ふ人でなければ本當の尊敬を拂ふ價值のない人であると信するのであります、斯うやつて御互に幸に良い御話を聞かしまして、大分頭の中には溜つた譯であります、けれども是の試金石である、どうしても實行といふことが私共に重く視らるゝやうにならなければ本當でないといふことを切に感するのであります。

第五 不言實行——何たる美言好辭ぞや、苟も保護者の任に當るの人豈之を以て金私私條と爲さざるべけんや

不言實行といふ言葉であります、私共は實に此言葉に對して多大な興味を有する者であります、此

言葉は非常な良い言葉と保護事業の當局者に取つて信ずるものであります、御喋りである時に於てもどうしても其人の實際の方面になると御留守になつて仕舞ふのであります、それでは連も彼等の上には感化を及ぼすといふことは出来ない、斯んなつまらぬことでも爰で申上げるといふことは、實にどちらかど云ふと御喋りの方に屬するのであります、どうか黙つて皆様の前にせず、一つ出来ぬながらも無言で仕事をして見たいといふのが私の年來の主義であります、さう極端にばかりも云へぬから暫く御話をしますが、此不言實行といふことは味ある言葉だと思ふ、土臺感化事業の中の保護事業の如き、どうしても不言實行でなければ戸が開かないと思ふ、我々に取つては是非非常に良い戒めであるやうに思ひます、故に、茲に一頓書上げた譯でございます。

第六 保護事業成功條件の重なるもの、一は——最も條件の大なるもの、一は妻君より先づ始ることに

誠に變な言ひやうであります、私の経験に依ると、此妻君を通して總ての事が圓滿に行はれるのである、即ち總ての保護の方法が行はるゝのであると云ふて過言でないと思ふ、是まで保護事業に當る所の當路者を選ぶに當りまして、選ぶ人にどういふ點に付て一番困るかと申しますと、主人公と妻君との實際が一致せぬといふことである、片々ばかりで仕事の出来ることでない、どうしても夫婦合體でやらなければならぬ仕事である、然るに一身合體であるべき其夫婦の間はどうしても一致といふことを見出すことが出来ずして、一方が左せんと欲せば一方は右するといふやうな有様がありまして、どうも適任者として之を定めることが出来ぬといふことに喰すことが多いやうに思ふのであります、是は皆様も多く御経験なさることであらうと思ひますが、或主人公が非常な熱心で保護事業の何物たることを辨へて居るが故に、總ての困難と戦ふて之に耐へて行けるといふ覺悟が充分出来て居るが、併ながらいつでも後ろの方から囁かれる所のは何であるかといふと、妻との言葉でありま

す、馬鹿／＼しくいかぬ、骨がおれていかぬ、是ではどうしませうといふと、鬼を挫ぐやうな主人公でもいつでも是には弱つて仕舞ふ、是は本當でございます、又此言葉が一種の力を持つて居りまして、理窟で申しますれば家内位は叱り付けて仕舞つて、自分の命令通りやらせると云ひませうが、矢張りさうはいかぬ、之に反して若し主人公が敵と戦ひ疲れて、どうしやうかと思ふ時に、一言妻君が、おんなさい、構ひませぬ、斯う云つて呉れたらどうせう、私は暖い血を持つて居る人間である以上には、此言葉には奮ひ立たざるを得ぬと思ふ、どんな困難でも冒して見やうといふ勇氣が湧いて來ざるを得ぬと思ふ、さういふやうな譯で、是等は有ふれたことでございます、私はどうしても先づ事業に掛る前に妻君を能く得心させて、妻君に決心が出来て、保護事業の如何なるものであるといふことを充分に了解をし、妻君が先づ本當に此事業の爲めに献心するといふ點まで感化されて居りまするならば、此保護事業は實に確なるものである、茲に居らるゝ原君などは能く御経験でありませう、又賢夫人を持つて居らるゝことであるから良い方面の御経験を御持ちでありませうが、妻君が今のやうに充分に決心が出来ましたならば、私は大抵なことは安心して宜からうと思ふ、自分が一寸出て妻君に任して置けば安心なもの、さうして男の彼保護者を世話するには女の方の言ふことに効力がある、是は原君の御話もあつたやうであります、私は大に之に感じ、且つ豫て私の経験する所と一致することでありませうから非常に共に喜んだことでありませう、多くの男の彼保護者を世話するに付ては妻君を通して彼等を操縦するといふことは最も宜しきを得たる道理と信ずるのであります、主人公直接でなくして妻君を通してやるといふことは非常なる効果の多いことを認めるのであります。

第七 忍耐を以て不都合者を七十倍若くは百倍寛假して受入るゝは勿論なり、然れども時に或は之を受入れざるも眞の保護法に副ふことあり

是は皆様と共に豫て考へて居る所でございます、兎も角も保護の局に當る所の人には氣宇が大であり

まして、さうして寛大であつて、忍耐であつて、何處／＼までも匙加減のやうになることは、是は一つの必要な條件であらうと思ふのでありますが、何處／＼までも不都合な者を受入れて保護をしてやるといふ忍耐の美德はなければならぬ併ながら又誤解の場合もあり得るが故に宜しく活眼を以て之に適應する所の方法を取らなければならぬ、即ち或者に對しては斷然と受入れることを斷つて仕舞ふ、少しく無慈悲のやうであるけれども、併ながら受入るゝよりも受入れざる方が彼の爲めに眞の保護であることがあります、是は第一に述べました如く、彼自らを教育せしむるといふ意味と同様でありまして、先づ彼等をして充分に落付く所まで陥れて、さうしてしつかり參つて仕舞つて、もう是ならばといふ所まで置きましてから之を受入れるといふことをするの必要であるといふ意味でありまして、爰は宜しく活眼を以てやらなければならぬことであらうと信じて居ります。

第八 人各々信ずる所あり、所謂人力以上の或事柄を信じて、其信念の上に立つて事業を經營するは最も必要のことなるべし、去れど人工に知識を加へざるは失敗の基にして、其責己にあり償まざるべからず、學ばざるべからず

是等の事業に従事する人は多く宗教家に在る譯であつて、是は申すまでもなく其人には信念の上から其處に動機が湧いて來る譯でありますから、當然なことであらうと思ひますが、其信念の上に立つて仕事を經營する所の人に往々有がちの弊害は何であるかといふと、餘りに無鐵砲であつて、餘りに常識の外に走りまして、さうして唯信念一途で行けるものであるかのやうな弊に陥ることでございます、是は人々の見解に依つて見る所も違ひませうけれども、假に私の見る所であるといふと、我々人類に與へられたる天然の知識といふものは何處／＼までも働かしめる、何處／＼までも發達せしむる所の職務がある、然るに唯是は人間以上の力に依るのであるといふ考を以て、手を拱いて棚から牡丹餅といふやうな態度で居るといふことは、是は誠に怠慢の甚しいものでありまして、さうして失敗を

したのは是は天が失敗をさしたのでない、自分が失敗したのである、其責は自分に在る、決して天に在る譯でない、此の如き人が口廣くも、是は自分は職務を盡したのであるけれども、天意に適つたから斯うなつたのであるといふことを申すけれども、併ながらそれは天こそ好い迷惑、こちらが知識といふものを輕んじた結果であるといふことを知らなければならぬと思ひます、それ故是等の困難は事業の出來るだけ知識を研いて、其働に依つて能く整理して行くといふことが必要であるまいかと思ふた譯でございます。

第九 保護者たる人の徳は一二にして足らず、去れば就中最も大なるものは親の愛を有すること之なるべし、而して此愛を寧ろ無心の間の被保護者に感覺せしめ得たらんには、最早事業は其半ば以上成功したるものといふことを得べし

保護者として立ちまするには、どうしても徳の力の偉なることは申すまでもない、其中で一番大なる所の徳は何であるかと申しまするといふと、私は常に謂ふ、親心でなくてはならぬ、親の子を愛する所の愛を持つて居るといふ、此宏大なる徳といふものがなければならぬ、親の代りになつて我の爲めにありまして、是は何人も御異論のない所と信じます、而してそれが唯御自分免許の愛ではいけない、我こそは親の愛があるのだと思つて居りましたも、どうしても之を感服する所のものがなければ何にもならぬのでありますから、冥々の間に其下に保護せらるゝ所のものが、親の代りになつて我の爲めに世話をして呉れるといふことを感ずるだけのものを持つて居らなければならぬ、去ればさて何とかして感せしめてやりたいといふので、有もしない所の親切なる心を割出して、さうして彼をして親の恩を感服せしめやうといふ作意を常に弄することがありましたならば、是は又一つの芝居になつて仕舞ふのであつて、さういふやうなことは愛で申すまでもないことではありますが、到底方法や規則立て、行ける所のことでない、どうしても無意無心の間に茲に出づる所のものでなければならぬと思ふ

のであります、果して親の愛が彼等に感じ得られましたならば、私は其事業は半ば以上成功したものと見て差支ないと思ふのであります、此間私の方の保護場に子供を澤山置いて居ります中に、何れも自分の行先の無い所のものが多いのであります、其中に偶々其母親の所在が分つて、さうして其母親が子供を引取りに参りました其時に始めて久し振に遇つた其親の喜びといふものは今爰で形容も出来ませぬが、私が直接に見たことでない、主任から私に報告したことでありませんが、非常な麗しいものであつて、傍から見て居つても涙の飄れる程であつたといふことであつた、さういふ譯でありますから其子供の親が来て世話する有様が本當な親心でありませうが、着物を着換へさせて、手の先から足の先まで世話をしてやる、實に至れり盡せりであつた、然るにそれを他の生徒が見て暫く思案に暮れて居つたが、遂に大息して言ふのにア、おれもお母さんを持ちたいなといふ一言を思はず發した、其時の彼の様子といふものが非常に感と與へたのであつて、爰だ、彼等は親の厚き愛といふものをまだ味つて居らぬのであつて、さうして隅々親の本當の愛を感じた時に彼が如何に此恩愛の懐に打たれるかといふことは、實に名狀すべからざる程大なるものであるといふ話でありました、それが爲めに課長たるものは大に教へられて、さうして今後のやり方に付ても大に益を得たといふことであります、私が私其話は注意して聴くべきことだと感じたのであります、どうしても親の愛が私共に本當に出来て來なければならぬと思ふ

#### 第十 社會の同情なきことを

責を歸せんとするは事情に通せざる迂曲の點なり、我邦の實況は歐米のそれとは同一に論ずべからざることあり、徒らに外國の學説にかぶれて

社會の無情を怨むは、其結果恐るべきものあり、慎まざるべからず

皆さんと共に免因保護事業の必要ある所以を學びまする時に、いつでも重なる理由の一つとして、社

會の同情がないからして餘儀なく再犯するに至るのであるといふことは、深く我々の腦裡に刻み附けられたことである、然る所實際の狀況を調べて見ますといふと、全く今日の我邦の有様では之に正反對の事實あることを往々にして見るのである、少くとも私共の二三の經驗に依つて見ますといふと、是では何ぼ世の中に同情家があつても愛情を附加して仕舞ふであらうといふことに出喰はすことが多いのであります、一體日本の普通の人情はどちらかといふと淡泊であつて、さうして義侠と申しませうか何と申しませうか、同情の念は厚いやうに私は思ふのであります、然るに是れ亦御承知の如く歐米の人の様子を察しまするといふと、信用をすれば何處へまでも信用をするけれども、併ながら一旦悪い事でもするやうになりますと、全く之を捨て、仕舞つて容易なことでは信用を回復することは許さぬのであります、是も善いことであるか悪いことであるかは別問題と致しまして、兎も角も我邦の有様は之と同様でないといふことは其處から考へて見ると分るやうに私は思ひます、私共の二三の例に依りまするといふと、其事情を打分けて頼みまするといふと、横濱あたりの市民に於きましては随分宜く呑込んで居る、同情の涙を以て世話して呉れる人が多いのであります、然るに是等の同情に對して免因なるものが兎角恩に報ふるに仇を以てするといふことがありまして、幾度も繰返しては終に信用を保つことの出来ぬやうに餘儀なくせしめて仕舞ふことがあるやうであります、然るに若しも免因者の方に對して社會の同情がないからして、餘儀なく再犯するに至るのであるといふことを、いつとはなしに彼に之を教へ込んで、彼自身をして自分は餘儀なく再犯するに至つたので、其責は社會に在るのだといふことを公言するやうに至つたならば如何であらうか、私の憂へる所は爰である、私は遠慮なく申し上げますといふと、社會の罪でないといふ方が日本の社會では當を得て居りはせぬか、案外に日本の社會では一旦悪いことをしましても、それを醜然と捨て、正直に働く者があつたならば、櫻の花がバント咲いて散つて仕舞ふやうに奇麗な所がある、直ぐに信用して之を使つて

呉れる所があるやうに思ふのでありますが、如何せん其同情を受ける所の者に於て幾度も繰返し／＼しする、それは誰に責任が在るかを申しますと、我々の如き監獄當局者に在るといふことは申すまでもありませぬが、どうしても責任といふものは免囚其者に在るといふ方が其當を得て居ること、私は信ずるのであります、さうすれば宜しく免囚其者に向つて、何處／＼までも悔改めて、己を正しうし、己を低くして、さうして社會の恩義に對して報ひるといふことを教へてこそ當然ではあるまいか、思ひ過して見ると限りもないけれども、若しも歐米の社會に唱へられて居る如く、單に社會に其責があるといふことを以て免囚者を教へ込むといふ如きことがあつたならば、其結果は遂に不平黨、言ひ換へれば社會黨と申しませうか無政府黨と申しませうか、唯單に他を怨んで己を顧みないといふやうな、極めて危険な分子を生ずることに立至らぬとは計られるのであります、此點は御互ひ局に在る者は細心注意をして居らなければなるまいかと感ずるのであります。

第十一 免囚は何處までも非社會的の傾向を有するを免れず、第一心理的趣味に於て大に世間並に合はざることを多し故に第一食物の諸器具より之を教育的に設備して、外形より養成し、竟に世間並に趣味を同じうする人物たらしむるに注意する必要あり

どうも皆様と常に感ずることは是であるまいかと思ひます、不問な者と云つたらば免囚者に限るもので、世間の調子に合ひ悪い、規律の上から云ふても、舉動の上から云ふても、總ての點から監獄に遣入る位な者でありますから、調子に外れ、世間に合はぬやうな所があることは大抵皆様も御實驗なさる所ではあるまいかと思ふ、言換へますると彼等をして犯罪せしむるに至つた原因は色々ありませうが、不問なることが犯罪者に至らしむる一つの原因と見て差支ないと思ひます、若しも彼をして社會の人々に能く調子が合ひ、社會に持てるといふやうな地位に在りましたならば、或は彼等は犯罪の横道に這入らずして立派に行けたかも知れぬのである、けれどもどうもそれに反對する所の境遇に

置かれるからして、遂に考が横に這へるやうなことになるのではないかといふことを常に私は感ぜます次第であります、然るにも拘らず諸君の御承知の如く監獄に於きましては、どういふ生活の状態であるかと申しますと、極めて無趣味なる殺風景なる不作法なる境遇に置かれて居る、例へば室内の構造から申しましても單調無味なる所に朝夕閉込められて居るといふやうな譯、仕事をするに付ても無趣味單調なる仕事を繰返し／＼するといふやうな譯、食べる物から着る物から、何から何まで監獄の生活といふものは實に無趣味なることは明かなることでありまして、而して結局無趣味なる所の境遇といふものは、彼等をして愈々無趣味たらしむるに至らしむるのである、其趣味といふものは審美的趣味と申しましたか、色々趣味にも種類がありませうけれども、第一私の遺憾に思ひます點は、美と云ふ觀念の上から來る所の趣味であります、どういふことをするのが人の最も愛好する所の美的趣味に合はないか否やといふ點が甚だ見當が違ふのである、是は畢竟するに彼の性狀が然らしめるのである、彼の境遇が然らしめるのであつて、彼に取つては誠に巴むを得ないかも知れぬけれども、併ながら假初にもこちらが其點に注意する所がありましたらば、之を教へ導くに付て左程困難なことにはあるまいかと思ふ、それはどういふ方法かといふと、極めて卑近な教育法を取る、例へば彼に用ひしむる所の器具の類、或は常住座臥其眼に觸れ手に觸れる所の總ての物をして、總て彼の美的趣味を養ふに足る所のものを以て養成することが必要であらう、斯く申しますといふと、それは終に贅澤になつて、監獄の監獄たることを失ふであらうといふことの心配もありません、大にさうである、けれども是は程度の問題でありまして、出來得るだけは氣を付けて置きますといふと、遂に彼が外に出ましても調子外れのことではなくして仕事をすることが出来るかも知れぬ、例へて申しますれば大工に煙草盆を一つ作らせる、さうすると彼の頭には美的趣味も何にもないのでありますから、其品物を極めて無風流に作る、世間に對しては通用しない、併ながら御當人に取つては非常に立派に出來て居

る、さうして之を賞めて呉れぬと云つて不平を起すこともある、品物を片附けるにしてもさうです、元來單調な境遇に居るのでありますから、半々なことばかりやつて少も世間並の趣味に合はない、座蒲團を高い棚の上に載せて置いて、帽子を下に置いて見たり、始終まるでトンチンカンのことをやるのであります、是が抑も彼等が社會に容れられざる一番大なる所の障礙物ではないかと思ふのであります、それで贅澤といふことは力めて避けなければならぬけれども、子供の教育の上から云ひましても大切なこと、思ふのであります、机の上にもしましても趣味のある良く出来たものを當構つて置きますと、自然の間にそれが爲めに趣味を養成されて、さうして自分が描く時にそれを考へて描くことになつて来る、自分の手にする時にそれが生れて出て来ることになる、着物の着やうから、頭の掃除のしやうから、總ての物が世間の人から賤しく思はれぬやうに注意しなければならぬのであります、就ては保護の衝に當る所の人も保護場であるから何でも構はないといふて質素といふ一點張りで無趣味な境遇に置くといふことは、總ての點からして私は策の得たるものでないと思ふ、故に出来ぬだけ豚小屋見たやうな、貧民部落の程度より少し進んだる所の趣味のない、世間の人にいやがられぬやうな、却て好まる、やうな趣味を本人に與へて置くといふことが、是れ亦彼等を保護する必要條件であるまいかと感ずるのであります。

第十二 規律といふことは何處までも感化教養の上に必要な缺くべからざることとなり、故に總ての動作を勤勉に又敏活に、而して忍耐に馴致せん爲めに保護場にては最も此點に注意して勵行する所なくんば非ず、殊に保護場をして彼の安居逸樂の場所たらしめざる爲めに最も必要あり

監獄の今日の有様は規律の府であるといふことで、既に規律勵行といふことを力めますが、必ずしも是が理想通りではありますまいけれども、外から來た人が驚くことは何であるかといふと、規律が能く立つて居るといふことでございませう、是は素人の御覽なざる所でありますが、併ながらさう思

はれるのも無理はないと思ふ、どうも規律といふことが本當に日本の人は正しく解釋されて居らぬではないか、殊に保護場の如き所は一種の人足小屋であるかの如き感を以て見るのでありますから、動もすれば其規律などいふことは餘り重きを置かぬといふ方が實際ではないかと思ふ、所が此規律といふことは却て保護場の如き所こそ規則的にやらなければならぬ必要があるのであるから、矢張り此事に付ては専ら當局者の重きを置くことではあるまいかと思ふ、而して此規律が嚴格に立ちますならば、總ての點に利益を見ることが出来る、規律が立ちませぬといふと、多くの人に仕事を分配することも自然出来なくなつて来る例へば規律を立て、各々朝起きてから寝るまでの間仕事の順序が立つて居る、さうすると恰も機械の總ての車が運轉するが如く順序良く運轉をして、皆其部門に仕事が生じて来るのでありますけれども、若しも規律が立つて居りませぬといふと、大なる車の齒車が止つて仕舞ふやうな譯で、一つ止つたが爲めに總ての點の仕事が止つて仕舞ふ、仕事が止るといふことは彼等をして不道徳を敢てせしむるといふことになつて仕舞ふのでありますから、全く保護の趣意に戻る有様に至るのは申すまでもないことであり、保護場に於て労働といふことが大切な以上は、總て規律の大切なことも伴ふて来るのでありますから、御互はどうしても規律といふことを少し守らなければならぬ、此點に付ては殘念であるけれども西洋あたりの話を聞いて見ますといふと、又少しく様子を見聞する所に據りますといふと、どうも總ての事が規律が能く社會の各般の部面に行届いて居るといふことを見るのであります、此規律の立つたゆゑといふことに付て、經濟上や其他の道徳上のことや、總ての人生利害問題に多大の影響を及ぼすことが如何ばかりであるか、考へて見ますといふと、なか／＼容易ならぬ問題であるやうに思ふのであります、一體日本の人々は櫻の花の如き氣質でありますからして、どちらかといふと淡泊なる所には餘り規律などいふことは向の良いことではない、天真爛漫で何でも抛り放しといふと語弊があるけれども、自然の儘に放任して置くとい

ふ方が或は其性狀に適するかも知れない、故に規律といふことが西洋各國の如く行渡らぬかも知れぬのでありますが、是は我邦に取つては短所でありますから、規律といふことを我社會の方面に一つ勵行するやうになりたいといふことを常に思つて居る所でありますが、どうか不規則なる免因者を社會的に導いて参りまするに付ては、規律といふことはどうしても之を取除くことは出来ぬやうに思ひます

第十三 規律嚴格なるべしといふと雖も其は何事も小喧しく氣むづかしく云ふて彼等をして刺の上に坐してチク／＼刺されるの思ひあり

云ふに非ず、若し此の如くんば是れ當を失したりと云ふべし、宜しく規律的勤勉の生活上寛大に同情あり、茲に安んじて 當局者に取りて大切なることあるべし

一言にして規律を嚴重にしなければならぬと言ふて、一面に居心地が良いといふやうな工合に安んじて居らしむるといふことはちよつと矛盾のやうでございませうけれども必ずしも其處で發見することであらうと思ふ、一方に規律嚴格を貴ぶのでありますが誤解のないやうにして、やかましき小姑が嫁さんをお宿めるやうな工合に、始終おかみさんなどが長火鉢の傍から煙管の先で下知をするやうなことで、さういふことが規則嚴正ではない、それでは只やかまし屋といふので、そんなことでは人が感化されるものでないから、殊に嚴格なる中に暖い同情があつて、厳しい中にも寛きがあるといふのが理想である、それは當局者其人に依つて心の用ひ方如何に依つて、必ずしも期し難いことではないと思はしますが、茲に宜しく注意すべきことであると思つて此項を掲げました

第十四 保護の效ある者を保護して比較的其効果の擧るは

宜しく進んで保護を乞はざる者の中より保護するに足る者を選び出して之を保護するの心掛あるを要す

私は自身に取つて幸に注意すべき點だと思つて居りますが、私共保護せんとするに當つて被保護者其人が其氣になつて來なければ如何ともすることが出来ぬ、保護を受けたくないといふものをイヤ／＼ながらも茲に拘束して保護するといふことは、是は不可能のことでありませう、故に何人も向ふより本當に我を折つて保護を頼んで來る者を保護するといふことが普通のことであつて斯くあらねばならぬこと、信じますけれども、單に其點に付てのみ満足することは出来ぬ、本當に御互が保護の趣意を全うしやうと思ふならば、宜しく進んで活眼を以て保護を乞はない者の中に、眞に保護して保護し甲斐のあるといふことを看逃さずして之に相當の保護を與ふるといふことは、最も是は大切な點でないかと私は思ふ、といふものは御承知の如く一概には言へぬけれども、保護を乞ふて來る所者には、どちらかといふと意思の薄弱なるものがあつて、保護しても保護し甲斐のない者が往々にして出來る、又モット極言いたすといふと、さういふ者を保護するのは愈々益々保護の趣意を全うすることの出來ぬやうに、彼等をして依頼心に制せられて、獨立自營の道に就く能はざる所者が保護を乞ふて來る者の中には無きにしても非ずである、故に保護を乞ふ者の中には場合に依つては斷然と却下して保護しないと思ふて、第一に言ふた如く、彼等自身をして教育せしむるといふ主義に依りまして、斥けて仕舞ふのが或は本當の保護の趣意に副ふことになるかも知れぬと思ふ、而して保護を乞はざる所の所謂氣骨のある、多少の間違ひがあるにしましても、骨のある所の者をこちらから進んで誘掖するといふことになりませうといふと、本當に保護し甲斐のある者が其中に出来るだらうと思ふのであります、宜しく爰は保護會が所謂犠牲者となつて、こちらから進んでさういふ者に向つては骨を折つて、相當の助手をして、愈々社會に立つて成す者にしてやるといふことに力むべきことではないかと思ふ

第十五 保護者即ち人を世話する所の人宜しく先づ此反省の念を強く せざるべからず  
大欠陥なり

是も彼是申すまでもないことでありまして皆様も無用なことであるかも知れませぬけれども、常に私共目にしますることは何か被保護者の中に不都合を働いた者がある時に、頻に其不都合なる點を指摘いたして、斯ういふ譯である、ア、いふ譯であるといふて色々責立をするといふことは常に聞く所であるが、矢張りそれと同時に顧みれば自分にははどの足らざる所があつて、此點が私の不注意であつたといふことを反省をして、而して今後の方針を改めて行くといふ心掛の乏しいことを發見することがないではない、勿論不完全なる所の免囚者でありますからして、彼に責の歸すべきことの多いのは勿論であるけれども、是と同時に反省を致しまして、方法の宜しきを得なかつたといふ責は保護者其人が負はなければならぬ、然るにも拘らず單に己のことを棚に上げて、而して彼等の事のみ咎立てをするのは大人しからざることであつて、斯かることでは元來保護者としての資格上に一つの大きな欠陥のあることではないかと思ふのであります。

第十六 輕信輕疑は人を誤り已を誤る一大禍根なり。感化教養の大任を有する者は茲に深く慎む所あるを要す

是も明なことを茲に書上げたやうであります、私共多年監獄の方に働いて居りまして、司獄官として屢々陥る所の一つの弊害である、さうして屢々戒しめて居る所の要點である、それは即ち輕々しく信じて輕々しく疑ふといふことは常に有勝でありまして、甚だ身自ら此點に於ては腐甲斐なく思ふことが多いのであります、即ち免囚者の保護の場合に於きましても唯彼の言ふが儘を直ちに信じて、あれは眞物になつた、あれならもう間違ひがないなど、いふやうな信用を俄に彼に加ふるかと思ふと、何か一寸間違ひでもあり、何か一寸他から水でも注されるといふと、直ぐに疑ふて仕舞ふ、さうして此免囚者などを取扱ふ中には互に嫉妬心の甚しいものであつて、相陥弄しやうといふ所の略にはなかく富んだ所のものであります、故に、餘程爰に注意する所がなければ遂に彼に致さしめられて仕

舞ふのであります、監獄に於ては能く御經驗の方もありませんが、典獄でも教誨師でも能くあることである、彼等は種々な方法を廻らして或は他囚の讒言をし、或は同僚間の離間を謀る、それは實に意想外のことをやる、教誨師には外の役人の悪口を言ふ、又外の役人に向つては教誨師がア、いふことを言ふて居つたといふ、又醫師に向つては色々なことを言ふ、作業の方に向つては斯ういふ風なことがあると云ふて、互にあつちこつち感情を害するやうなことを巧みに話しまして、唯一人で人を怒して居るといふやうなことがあつて、誠に憂ふるに耐へたることを往々にしてあるのであります、さういふやうな工合があるから、除程しつかりして居りませぬといふと、免囚者を保護するに當つて彼等の策略に乗つて、終に保護する所以の道を失し、遂に自分の品格を墜すといふやうな大失體を來すやうなことがありますから、どうか私共深く茲に考へる所ありまして、容易に信せず又容易に疑はない、所謂大人の體度を心で立つといふことが必要なことではあるまいかといふことを感ずるのであります。

第十七 彼保護者の失跡は皆彼仲間窺めに堪えざるより生ず、以て家長の勢力行渡らざるの證據と爲すべし

此保護場から飛出し、致しまして、遂にそれが爲めに悪事を働き、社會に迷惑を懸けるといふやうなことの出來まするのは、皆様御承知の通りに多くは保護場といふ其場所を取扱ふ方に依るのでなく、其仲間同志に窺められて耐らずして逃走するといふ事が多きを占めるといふことを認めるのであります、是は多年皆様に於ても御同感ではあるまいかと思ふ、果してさういふことでありますならば、一面は即ち其家長たる所の人、御互の任にある所の勢力が彼等の中に少しも行渡つて居らぬのである、無勢力であつて、彼等は名のみ保護の地位に置かれて居るのであつて、其實は毫も保護されず居るといふことを知らぬのである故に免囚者の失跡のありましたる其時に於ては、家長たる人宜し

く茲に顧みまして、其仲間窘めといふ一つの悪例が我々の氣附かざる處に行はれて居るといふことを見て取りまして、而して之に處して行くべき道を更に講じなければならぬことではあるまいかと思ふ、どうも彼等仲間の勢力のえらいことは曾て私は御話したこともありますが、至る處彼等の中には恐るべき者があるのであります、一々爰で御話することは出来ませぬが、どうも其制裁といふものを打破することが出来なければ、私共は總ての方法を講じても無効に歸して仕舞ふといふことを憾みとして居ります、まだ名案も出来ませぬが、何れ此點に付ては皆様の御名案のあることを要します、宜しく如何に彼等の如何に恐るべき悪業が巧みに行はれつゝあるかといふことを深く注意するに至りたいと思ふのであります

第十八 保護者たる人は明察の眼力に富み、彼等の隠れたる内情に通せざるべからず、而して彼等仲間の通有の最弱點即ち彼等の急所を突くことを力むべし、然らざれば遂に之を矯正すること能はざらん

是も有ふれたること珍しいことではございませぬ、急所をチャント捉へて彼等を起して行くことにしたらば宜からうか、實はまだ私共も定見が附きませぬ、併ながら何か彼等にはあるに違ひない、ちやんと其急所を捉へて矯正なさる方があるかも知りませぬが、私共は常に耻づる、例へば拘賊仲間の一種の親分の勢力といふものは非常なものである、彼等は其親分の威力の下に於ては如何ともすることが出来ない、少しも眼に見えないけれども、眼に見えない所に於て一種の魔力を有して居る所の權威を以つて居るのであります、其下に在つて彼等は殆ど總ての自由を拘束されて、彼等の言ふが儘にしろるゝといふ有様であります、此急所は何處に在るのであらうか、悪い方の急所は願はしくないけれども、此の如き急所を押へることが出来たならば、之を良い方面に利用することが出来て、必ず成功することが出来るであらうと思ふ、故にどうかして彼等の一つ弱點を捉ふることを力めたい

のである、斯ういふことが願ひであります、私の役所の方に一人り面白い學校の教師が居ります、是は多年鬻白盛の未丁年囚を預けて置いた所が、どうもなか／＼御し悪いのである、先生の言ふことなど、いふものはなか／＼行はれない、いつも其中の餓鬼大將たる者の爲めに掻廻されて仕舞つて、殆ど或場合に於ては一人の教師もないかの如き有様を呈することがある、所で其先生は正直な人であるから、幾度かそれが爲めに泣いた、如何にすれば宜いかといふことに付て非常に腦漿を痛めたのでありませう、併ながら茲に名案として案出された譯でないが、併し是は變則な御話であるが、斯ういふことを其人が言ふて居る、一番其中のえらい奴を押へてそれと喧嘩する、喧嘩して参りましたと言ふまでそれをやり附けて仕舞ふ、無法に疵を附ける譯でありませぬが、ウント蹈附けて、もう恐れ入りました、降参をするまでやつ附けて仕舞ふ、所が丁度雞などが雄鳥の方には多くのものを眼下に見て蹴飛ばして威張つて居るものであります、あれが下の奴に盛り返される時の有様は、えらい非常な全戦をやつて、其時勝つたものがぬらくなるといふことがありますが、恰もそれと同様に鬻白盛りの者に向つてやつた、是は表向の話ではないけれども、一つの變則の策であります、其策をやり附けてから、それから餓鬼大將は全く打つて變つて、唯々諾々として命令を受けるやうになつた、矢張り之に對する所の一つの法がある、其法は之に限ると云つたやうな話がありますが、是は私共好んで眞似をすることはないけれども、何か其やうな方法にして彼等を参らせて仕舞ふ所のものがあるに相違ない、さういふものが何處に在るかと思つて尋ねて居るのであります、是は宜しく當局者に於て氣を附けて置いて宜いかと思ひます

第十九 金錢の所在又は衣類等の締を嚴にし、其他誘惑の媒介物は斷じて之を除去せざるべからず、是はつまらぬことこのやうであります、實際家がやられて仕舞ふ、私は屢々言ふのであります、彼等が逃げる時に眼の先には附いて居るものを持つて行くことは己むを得ぬのである、さういふものを

前に置くことは罪造りであるから片附けて置かなければならぬといふが、兎角油断をして居るとさういふことが出来る、其結果甚だ不結果に終るのでありますから、良し逃げるにしても無疵で逃げるやうなことに注意しなければならぬと思ふ、是は餘り堅過ぎるやうでありますけれども、何處へまでも嚴重にして彼等に疵が附加さるやうに、眼に觸れざるやうに總ての誘惑物を取除くやうに注意しなければならぬと思ふ

とあり

第二十 模範生なるものを常に置くの必要あり、而して此者監督を補助して莫大の効果を奏するこ  
是は何れの所にてかやつて居るか知れぬが私は常に考へて居る、一番早道は模範生といふものを一人置いて、さうして其者が色々導いて行くといふ一つの機關と云つてはおかしいが、さういふ階級が極く必要に思ふのであります、無論模範生でありますから免囚者の中から拵へても宜いかも知れぬけれども、併しさうでなくして普通の苦學生か何か、極く篤志の人を一人二人置いて其間に免囚を入れて置くといふことは非常に効果の多いやうに思ふ、餘り分り切つたことでありますから誰も注意しないやうであります、併し分り切つて効果のあることは私は之に限ると思ふ、此者があるが爲めに其處の家長たる者が留守になりましたも、跡に不都合なく、其者に依つて治められて行くといふ便利があります、故に是は一つ方法を講じて置くやうにしたらば、効果が少くないことを信ずるのであります

第二十一 茲に再言したきことは規律厳正の事なり、是は外見と聲とのみ厳正にして内面甚だ不確  
に陥り易き弊害あり、望む所は寧ろ外面と聲とのみは緩かに見えて、而も内面堅實に厳正なるべ  
きに在り

多少感ずる所があつて是は書いた譯であります、規律厳正といふ議論は随分聽かぬではないの

であります、併ながら唯聲が大である、只外見上が規律厳正であつてさうして其内面を窺つて見ると極めて不確なことが多いといふことを世間に見ないではない、是は一つの弊害だと思ふ、之に反して一見した所では如何にも寛大に見えるが、併ながら其内實を能く窺つて見ると極めて謹嚴なる規律が勵行されて居るといふことがないでもない、我々はどちらを取るかと申しますと、望む所は此後者を取りたい、常に私耳に致しすることは、私の監獄などは非常に評判の上では規律がない、寛大に過ぐるといふやうなことを云ふ人があります、或はさうかも知れぬけれども、併ながらも少し研究した、其内容に至つて果してどれ程我邦の有様と違ふであらうか、そこを研究して、さうしてどうか我邦などもそれに依つて學ぶ所が多少でもあつたならば學ぶやうにしたいといふ考を持つて居るのであります、近頃聞く所に依りますとエルマイラ感化監獄の如き素と教育主義を以て立つて居る監獄であります、其外見に依つて考へる時に於ては如何にも寛大のものであるかの如く思はれるのであります、然る所其内容に至つては實に我々が夢にも思へぬ位に規律峻嚴なものである、我邦などで規律厳正ノ、一點張に頻に唱へて居る譯でありますから、私共保護事業に付て規律厳正といふことを必要としますならば、願くばさういふ意味に於て本當の規律厳正なることを事實の上に現はすやうにして行きたいと思ふ、誤解のないやうにして行きたいと思ひますから茲に再演した次第であります

第二十二 規律厳正の第一着手として動作時間の表を製し、正確に之に準據して勤勉實行せしむべきなり

規律厳正といふと申しても、ちよつと空漠として居りますが、兎も角も先づ第一着手として、朝から晩に至るまでの總ての時間を規則的に一定をして置くことが必要であらうと思ひます、是は既に各所に於ては必然のことであつて、やつて居らるゝことであるかも知れぬと思ひますが、併し我々の實驗に

依りますといふと私共の家などでも多少免因者を世話して、成べく規則的にやらうと思つてやつて居るが、初の中は時間表を勵行して居るが、動もすれば亂れて仕舞ふ、起る時間が後れたり、飯を食ふ時間が後れたり、色々なことが出来て參つて、遂に終りになつて仕舞ふといふことが有勝ちであります。故に、それを以て他を推す譯ではないけれども、どうも全く心配のないといふ譯には行くまいかと思ひまして、此項を書きました。が、さうしても先づ以て時間を一定して其時間通りに總ての動作を進めて行くといふことにしなければならぬ、之が第一の順序だと私は信ずるのであります。

第二十三 物質的より精神的保護に重きを置き、神、佛孰れにしても其信念を堅からしむるは必要  
缺くべからざるが如し

是も今更彼是申すまでもないことであります、段々學者方の御説も拜聴いたしましたして物質的の保護と精神的の保護といふ両面があつて、どちらを輕んじ、どちらを重んずるといふことは言ひ悪ひやうに思ひます。が、私共の経験上から言ふと、どうしても精神上保護の方に重きを置かなければならぬといふことを固く信ずる、此方が生命であります、此生命を與へられて始めて其人間が活動が出来る所以であらうと信ずるのでありますから、どうか此點は神なり佛なり、其崇拜の中心を一つ定めまして、而して形式的でなくして本當の信念の上に立つやうに、彼等を導くといふことは、保護政策上の一つの重要な點でないかと私は思ふのであります。

第二十四 日曜は休息せしむるを利益ありと信ず、但必要あれば勞働せしむるも已むを得ずと雖も、方針は此の如きを要す、猶且つ日曜其他の休日の如きは成べくは御馳走を爲し又は内に樂ある方を立て、彼等をして外出して徒らに無益の遊びを爲さしめず、成べく早く歸宅せしめ、又外出せしめずして誘惑より避くるすの注意あるを要

此日曜日のことは色々御都合もありませんし、御注文も亦あることであらうと思ひます、御承知の如く今日の監獄はどちらかといふと、日曜は休ませるといふ方が多いだらうと思ひます、去ながら日曜を休ませずして仕事をさして置く所もなほではないのであります、此點に付ても色々論がございまして、どちらにも理由があつたやうであります、私共保護事業の上に於ても是は矢張り考ふべき問題であつて、私共の考に依りますといふと、日曜は休ました方が利益があるやうに思ふ、其理由は多く辯ずるまでもないが、平生極めて時間一杯に働かしめて、更に余地のない位に責め付けて、さうして一週間の後に一遍休ませることにしてしまつて、其間に精神上の修養慰安を與ふるといふやうなことは、是は道理の上から考へましても、又經濟の上から考へましても宜しきに副つた方法のやうに思ふ、御承知の如く今日の世間は先づ職人若くは丁稚小僧などといふものは月に二回位に極つて居る習慣のやうである、其習慣に一致せしむるといふことは一寸考ふべき一つの理由であるかの如く思はれますけれども、併ながらそれにも拘らず尙ほ此免因保護場でも持つて居る所の場所は斷然此方法を取つてやつた方が利益多くして害なきことを信ずるのであります、但其必要あれば勞働するも已むを得ぬといふ譯でありますけれども、方針としては其方が宜いと思ふ、尙又日曜其他の休みに於きまして、彼等をして徒らに世間で無益な遊びを爲さしむるといふことは、出来るならば是は已めたいことであります、併ながら是も絶對に止めることは出来ないが、之に付ては餘程思慮を要することであつて、御承知の通り賢い母たる人、自分の子供をして成るべく學校歸りなどに悪戯をして遊んで居らず、悪い風習に染まないやうに、又日曜の如き場合に成べく外の悪い誘惑から避けてあるといふ趣意よりして家に歸らしめ、家庭を樂ましめるといふ所の方針を執るには、平生に變つて御馳走をする、喜んで家に居つて樂んで食へるといふ方略を取るといふことを耳に致します、是は頗る賢いやり方である、矢張り此保護場の如き多くの人を集めて居る所に於ては、其點は平凡なやり方ではあるけれども、注意をして成べく無益な金を使つたり、誘惑に染まぬやうにする爲めに、出来るだけ御馳走をすることが宜

からう、又遊戯を取るべき方法がありませんならばそれを設備することが必要でないかと思ふ

第二十五 總ての方法を要約して其道を尋ねれば、唯是れ誠の道を盡すにあるべし、而して誠の道と眞面目とは即ち相表裏する所のものにして、竟に二途ならざるを得ず、靜に思考し來れば吾人の爲す所唯夫れ眞面目を欠き、誠の道を取らざるよりして事業の成功なきに至るは、是れ偶然たる事實に非ずや去れば吾人は正なる此種の事業に當らんとするに際し、之を成功せしむる爲めに先づ此誠の道が吾人に要求する所のものは何なるかを考一考するを要す而して其事に己れ自身を捧げて、此事業の爲めに死するも尙ほ辭せざるの覺悟ある者たるや論を俟たず、唯其覺悟なるかな

甚だ言葉がまづいのは御許しを願ひますが其意味をもう一遍申上げますと、色々私共方法を講じてやつて見ましても、詰る所は澤山な理窟を言ふ必要もないが私共のやる事が誠の道に副はなければ駄目だと感じます、即ち誠の道を踏むといふことは一面は眞面目にやるといふことであつて、眞面目と誠といふことは離れないものであると私は信する、さうして私共が色々爲す所に致しましたも、或は成り或は破れる、何に依つて斯く岐れる譯のものであるかといふことを尋ねて見ますといふと、全く私共の眼の足らなかつた時に多くの失敗が來る、眞面目の覺悟がなかつた時に多くの不成功を生出すことになる、是は私の小さな經驗の示す所でありますから、或は皆様に於てはどういふ御考であるか分りませぬけれども、兎に角私をして言はせて下さるならば、私は斯く感するのであつて、どうしても私共は誠でなければいけない、誠の道を探ぬると是は唯一の私共の仕事である即ち保護事業といふ大切な清い仕事に従事するに當りまして、誠の道に私共が依らんと致しまするならば、さて其誠の道とは如何なることを私共に要求するであらうかといふことを思はざるを得ぬのであります、思に是に至りますれば、唯私は全心全力を捧げて此事業の爲めには死しても辭せないと云ふ、眞面目

の覺悟が出來て居るか否やといふことである、私は此覺悟があつて本當に清い此仕事が人生の上に於て成就するであらうといふことを固く信するのであります、是は諸君の前に對しては分り切つたことを申上げるに過ぎぬけれども、自ら感じて居ることの深きよりして思はず茲に至つたのであります、種々つまらぬことを申上げまして御聞き下さいましたことを心から御禮を申上げます、どうか皆様と共に此事業の爲めに盡して、國家の爲め又同胞の爲めに此つまらぬ一身でも捧げたいと思ふのであります。

1. 在... 2. 在... 3. 在... 4. 在... 5. 在... 6. 在... 7. 在... 8. 在... 9. 在... 10. 在... 11. 在... 12. 在... 13. 在... 14. 在... 15. 在... 16. 在... 17. 在... 18. 在... 19. 在... 20. 在... 21. 在... 22. 在... 23. 在... 24. 在... 25. 在... 26. 在... 27. 在... 28. 在... 29. 在... 30. 在... 31. 在... 32. 在... 33. 在... 34. 在... 35. 在... 36. 在... 37. 在... 38. 在... 39. 在... 40. 在... 41. 在... 42. 在... 43. 在... 44. 在... 45. 在... 46. 在... 47. 在... 48. 在... 49. 在... 50. 在... 51. 在... 52. 在... 53. 在... 54. 在... 55. 在... 56. 在... 57. 在... 58. 在... 59. 在... 60. 在... 61. 在... 62. 在... 63. 在... 64. 在... 65. 在... 66. 在... 67. 在... 68. 在... 69. 在... 70. 在... 71. 在... 72. 在... 73. 在... 74. 在... 75. 在... 76. 在... 77. 在... 78. 在... 79. 在... 80. 在... 81. 在... 82. 在... 83. 在... 84. 在... 85. 在... 86. 在... 87. 在... 88. 在... 89. 在... 90. 在... 91. 在... 92. 在... 93. 在... 94. 在... 95. 在... 96. 在... 97. 在... 98. 在... 99. 在... 100. 在...